参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

構成施策事業				事業費		実績	進捗状況									課題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
大柱－中柱－項目	番号	施策名	内容	予算額（千円）	決算額（千円）		項目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判定			
1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する																		
（1） 情報収集提供体制の充実																		
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用																		
	001	市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を国及び(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。				「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。						分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	002	地域自殺実態プロファイル等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロファイル」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。			市町村、保健福祉事務所・センター等が自殺対策事業を実施する上で、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。				市町村、保健福祉事務所・センター等が自殺対策事業を実施する上で、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。						分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	003	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部からの情報提供により、自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。			関係行政機関に対し、自殺統計の確定値を情報提供した。				関係行政機関に対し、神奈川県警察で集計した昨年の県内の自殺者数及び原因・動機に関する自殺統計を情報提供し、自殺対策の施策に貢献した。						統計数値の情報提供であるため、課題になる案件はない。	自殺統計について、引き続き正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課
（2） 地域に即した調査・分析の推進																		
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供																		
	004	人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。				「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。						分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	005	市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を国及び(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。				「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。						分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	006	関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。			「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行う事で、未遂者の状況及び自殺者の状況を分析し活用して頂いた。				保健福祉事務所・センターが開催する会議にセンターが提供している統計分析を活用していただく事で、地域の特性や実情に合わせた効果的な自殺対策の取組推進に貢献している。分析したデータを市町村及び保健福祉事務所・センターへ提供した。						分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	007	市町村自殺対策計画の改定支援	市町村が開催する計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して市町村自殺対策計画の改定支援を行います。			策定予定1町への計画改定支援、計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して行った。				策定予定1町への計画改定支援を計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して行った。						会議で共有する取組表や自殺対策計画に関する状況表を通して、所管域市町村同士で情報共有できるように見せ方を工夫している。	引き続き、取組表等を会議で共有し市町村のニーズに合わせた情報共有を行う。	精神保健福祉センター
2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す																		
（1） 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施																		
① 自殺対策に関する普及啓発																		
	008	自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。			【精神保健福祉センター】 座間市と共催して自殺対策講演会を実施した。 センターでのロビー展示による普及啓発を行った。 【鎌倉保健福祉事務所三崎センター】 管内市への企画協力として、街頭キャンペーン（最寄り駅2箇所にてちらし等を配布）を行った。	毎年度、県内の8保健福祉事務所・センター所管のいずれか1箇所で街頭キャンペーン・講演会を実施する。	○		毎年1箇所	0箇所	1箇所	1箇所	100.0%	A	街頭キャンペーンについては、ウイルス感染リスク等を考慮する必要がある。	市町村との共催を呼びかけ、手をあげて頂いた市町村とテーマ等具体な内容について調整していく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	009	リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。			自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成し県所管域市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施	自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成しほぼ配布した。								物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布してしていく。	精神保健福祉センター
	010	自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において相談窓口等をより利用しやすくなるよう、交通機関等でっ自殺対策関連のCMを放映する取組みを進めます。	1,780	1,328	3月の自殺対策強化月間時にそごう横浜店で実施。	商業施設のディスプレイ等で普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。		○	1箇所以上	—	1箇所	1箇所	100.0%	A	啓発動画や配信場所を検討し、効果的な普及啓発活動を検討していく必要がある。	様々な地域の幅広い年代の方々に目にしていただくよう、県内全域で普及啓発活動を実施できるよう県として4県市と調整していきたい。	がん・疾病対策課
	011	鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるように取り組みます。			JR横浜線、相鉄線車内や、JR藤沢駅、江ノ島電鉄鎌倉駅のデジタルサイネージで相談窓口等の広告を実施。	各年度、自殺対策強化月間中に、県民が通勤・通学に利用する鉄道社内及び沿線駅舎等において、普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。		○	20箇所以上	—	36箇所	20箇所	180.0%	A	全路線での予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、今後も鉄道会社との連携を深めていきたい。	がん・疾病対策課
	012	九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。			九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を千葉県がオンラインで主催して行い、会議内容を踏まえて、九都県市が一体となり、自治体HPにて普及啓発活動を行った。	各年度、九都県市の自殺対策担当者で各自の取組みや情報を共有し、連携して広域的な自殺対策を行う。		○	毎年度九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100.0%	A	引き続き県民の自殺対策への理解を促進できるよう、九都県市が協調して意見交換を行う必要がある。	当県から、こども・若者の自殺対策として「学生ポータルサイト」による普及啓発活動を提案した。各自治体にて検討していく方向。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	013	女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知	定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。			県美容業生活衛生同業組合、県理容生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布することができた(神奈川県美容組合9月6日　49,200部　神奈川県理容組合9月28日　63,200部　　合計112,400部)	県美容業生活衛生同業組合、県理容生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布する135,000部/年（2組合合計）	○		配布部数：135,000部/年（2組合合計）	—	112,400部	135,000部	83.3%	B	両組合の協力が不可欠である。	両組合に引き続き協力を依頼していく。	がん・疾病対策課
② 地域における自殺対策に関する普及啓発																		
	014	保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。			【鎌倉保健福祉事務所】 「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会（鎌倉市、逗子市、葉山町、鎌倉社会福祉協議会、逗子市社会福祉協議会、葉山町社会福祉協議会）」にて9月自殺対策講演会にて「子どもの心をのぞいてみよう～まわりの大人ができること～」を開催し、85名が参加した。				【鎌倉保健福祉事務所】 令和7年度講演会では、昨年度同様に、「自殺対策講演会」という言葉を使用せず周知した。そのためかは不明であるが、会場の定員を越したため締め切り日前に申し込みを締め切った。講演会については参加者より好評であり事業としては概ね達成できたと考える。 実行委員より、一般向け講演会ではなく、プロファイルや先進的な自殺対策について学びたいという希望があった。			【鎌倉保健福祉事務所】 子供の自殺について全面に出すことにより、参加者が減少することも考えられるためどこまで「自殺」というキーワードを使用するか検討が必要。また、実行委員より、地域の自殺の状況を把握したいという意向があった。	【鎌倉保健福祉事務所】 実行委員よりプロファイルや先進的な自殺対策について学びたいという希望あり、令和8年度は、普及啓発を目的とした講演会を開催せず、精神保健福祉センターの協力のもと、JSCPを講師にお願いし実行委員を対象としたプロファイル勉強会を開催する。	保健福祉事務所・センター			
	015	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	0	0	自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成し、県庁管城市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施			自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成しほぼ配布した。						物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布してしていく。	精神保健福祉センター
	016	生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	1,646	1,249	生涯学習指導者研修のうち、社会教育担当者コースにおいては、市町村の生涯学習・社会教育担当職員等を対象に、放課後子ども教室等推進コースにおいては、県内の放課後子ども教室推進事業等に携わる方及び放課後児童健全育成事業に携わる児童指導員等を対象に、人権課題に関する講義や協議を行った。人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、市町村や県の職員を対象に、人権教育に係る内容を含めた生涯学習指導者研修を毎年度2回開催する。	○		生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	3回	3回	2回	150.0%	A	市町村や対象者のニーズを踏まえながら研修内容の充実を図るとともに、研修をとおして県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、生涯学習指導者研修の中で、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員等や公民館職員等を対象に人権教育を実施することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課
	017	教育事務所人権教育研修講座（社会教育関係団体指導者等）	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	176	176	4教育事務所で、管内PTA役員等社会教育関係団体指導者を対象に、人権課題に関する講義を聞くことにより、家庭や地域における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催する。	○		教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	4回	4回	100.0%	A	引き続き各教育事務所管内における社会教育関係団体指導者のニーズを踏まえながら、研修内容の充実を図る必要がある。	引き続き各教育事務所において研修を実施する。	行政課
（2） 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施																		
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取組み																		
	018	教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	0	0	・学習指導要領において、小学校の保健領域では、「病気の予防」や「けがの防止」、「心の健康」において、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処をすることを取り上げている。 ・中学校の保健分野では、「心身の機能の発達と心の健康」において、欲求やストレスは、心身に影響を与えることともに、それらに適切に対処することを取り上げている。 ・高等学校の科目保健では、「現代社会と健康」の生活習慣病などの予防と回復で、調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策の必要性を内容として取り上げている。また、精神疾患の予防と回復では、精神疾患は、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解するとともに、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期の開始によって回復可能性が高まること等について取り上げている。 ・発達段階に応じた「いのちを大切にする」指導や「心のケア」につながる支援、「性に関する指導を通じた心身の発達と健康」の指導が行われるよう、令和4年3月に改訂した「性に関する指導の手引き」の活用を促進した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。			学習指導要領に基づき行われる各校の取組や教育実践について、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。						児童生徒は、生涯にわたり自他や社会生活における健康・安全についての理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの健康を適切に保持増進し、「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践についての支援を継続していく。	保健体育課	
	019	「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	4,452	2,341	○　県内の全ての学校で、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感する「いのちの授業」の取組を推進した。 ○　「いのちの授業」感動作文等を13,376作品収集し、大賞などの優秀作品を11作品表彰することで普及啓発を図った。	「『いのちの授業』ハンドバック」や「ハンドブック概要版リーフレット」を活用し、学校・家庭・地域における「いのちの授業」の取組のさらなる充実と普及を図るとともに、「いのちの授業」の広がりを計る一つの指標とするため、「いのちの授業」大賞への作品応募数を独自目標とする。	○		応募作品数8,000作品		13,376作品	8,000作品	167.2%	A	○　学校では日常的に様々な「いのちの授業」が実践されているが、家庭や地域における様々な取組については、「いのちの授業」としてあまり認識されていない。 今後、より一層「いのちの授業」の「見える化」を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、更なる推進を図る必要がある。	○　「いのちの授業」ハンドブックを活用し、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実を図る。 ○　「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話したりする機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。 ○　引き続き、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実、推進が必要とされる。「いのちの授業」の取組をとおして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも裾野を広げて推進する。	子ども教育支援課
	020	中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組みとして、推進を図ります。	1,802	1,904	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年から中止していたが、令和5年から事業を再開したもの。	次世代を担う中学生・高校生に犯罪被害やその家族に置かれている立場、命の大切について理解を深めるため、講話式授業を実施し、社会全体で犯罪被害等を思いやり支える気運を醸成させる。	○		開催回数53回/年		56回	53回	105.7%	A	コロナウイルス感染症拡大のため令和3年から中止していたものを再開したが、急激に回数を増やすことも難しく、教育機関において次年度の学習カリキュラム等を作成する前に教育機関に対して周知する時期や方法を見直すことが課題と考える。	県教育機関に対し、周知文を出していたが、年度初めの前や長期休暇前等、周知する時期を見て複数回周知するほか、「いのちの大切さを守る」作文コンクール等について警察庁主催で開催していることから、教室の実施に合わせて広報活動の時期・回数を増やすことを検討する。	被害者支援室

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱ー中柱ー項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
② 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育の実施																		
	021	「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実践し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。	540	455	「いのちを大切にする心をはぐくむ教育」推進校4校において研修会等、計画的に取組を実施。	4教育事務所管内からそれぞれ小中学校のうち1校（計4校）を「いのちを大切にする心をはぐくむ教育」推進校として、「いのち」を大切にし、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる子どもの育成に取り組む。	○		いのちの授業実践研究校 4校／年		4校	4校	100.0%	A	4教育事務所管内で、それぞれの小・中学校で細かな計画を立て、年間を通して取り組んでいるが、活動の成果等を普及していくことが課題である。	「いのちの授業」大賞の応募が増え、認識は広がっている。そこで、次年度も推進校における作文提出を継続し、その場限りの取組ではなく、継続的に意識させる取組として行っていく。 また、自殺予防に関する講演などと関連付けた実践の可能性を検討していく。	子ども教育支援課
	022	教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	0	0	・高等学校学習指導要領の科目保健では、「生涯を通じる健康」の中で、生涯にわたって健康に生きていくためには、生涯の各段階と健康との関わりを踏まえて、思春期、結婚生活、加齢の各段階において、健康、行動、生活などに課題や特徴があること、また労働の形態や環境の変化に伴った健康及び安全の課題がある等を取り上げている。その際に、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに配慮するとともに、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度としている。 ・発達段階に応じた「いのちを大切にする」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関連する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関す指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。			学習指導要領に基づき行われる各校の取組や教育実践について、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。						児童生徒は、生涯にわたり自他や社会生活における健康・安全についての理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの健康を適切に保持増進し、「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践についての支援を継続していく。	保健体育課	
（3） 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及																		
① インターネット・SNS等を利用した情報発信																		
	023	ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。			【がん・疾病対策課】自殺対策強化月間を中心にホームページの更新を随時行い、最新のデータの情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、9月の予防週間や3月の強化月間などに合わせて、ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や相談窓口等の関連情報を発信した。				【がん・疾病対策課】定期的に情報の更新を行い、サイトを見やすいようにリニューアルした。 【精神保健福祉センター】県民に対して神奈川県の自殺の状況や相談窓口の案内等、自殺対策に関する知識についての普及啓発となった。					【がん・疾病対策課】情報の更新だけでなく、分かりやすいページづくりを継続していく。 【精神保健福祉センター】見やすくタイムリーなホームページを作成することに努める。	【がん・疾病対策課】自殺対策ポータルサイトにスムーズに遷移できるよう工夫していく。 【精神保健福祉センター】自殺に関する情報をタイムリーに更新することで、県民に自殺の現状についての理解を促すこと。並びに相談窓口等の関連情報を掲載することで、県民が自殺に傾くことがないよう情報発信に努める。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター	
	024	ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	2,769	1,689	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリ、学生ポータルサイトで周知を行った。	アクセス数　75,000件／年	○		アクセス数 75,000件／年		2,950件	75,000件	3.9%	E	令和7年度7月よりサイトをリニューアルしたが、本サイトをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、サイトの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会の多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してサイトの周知を実施する。また、毎年教育機関に配布する名刺サイズの相談窓口周知カードに当該サイトの情報を掲載し周知を図る。	がん・疾病対策課
	025	「X（旧Twitter）等広告事業」	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	13,624	11,275	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回／年	○		広告のクリック数 45,000回／年		101,172回	45,000回	224.8%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりたくなる気持ちになるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課
	026	かながわ自殺対策会議ポータルサイト	「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成、運営をしていく。			ポータルサイトを開設し、情報提供を行った。				各機関に照会をかけ、毎月更新を行い県民に情報提供を行った。						掲載する機関の偏りが出ているので、協力依頼、周知をしていく。	自殺対策の取組がわかりやすく情報提供できるように、HPのデザイン、情報を更新していく。	がん・疾病対策課
② 性的マイノリティに関する正しい知識の普及																		
	027	性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,181	837	・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を11回実施した。 ・児童福祉職員向け研修を2回実施した。 ・企業及び団体の人事担当者向け研修会を対面・オンライン併用開催とし1回開催した。 ・講師派遣事業を9回実施した。	・交流会 3会場計12回／年 ・企業向け研修 1回50人／年 ・児童福祉施設職員向け研修 2回160人／年	○		交流会　3会場計 12回		11回	12回	91.7%	B	各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し多くの参加を呼び掛ける必要がある	・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から月1回の開催になり年計12回実施となっている。 ・企業向け研修は、令和8年度からオンライン開催を予定している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみの開催となっている。	共生推進本部室
	028	性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。			【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。 【がん・疾病対策課】 相談窓口の周知を図った。				【共生推進本部室】 性的マイノリティについて一般の理解促進を図ることができた。 【がん・疾病対策課】 関係機関に対し、性的マイノリティに関する相談窓口を周知した。						【共生推進本部室】 県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。 【がん・疾病対策課】 普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保健福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部室】 NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。 【がん・疾病対策課】 今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していくとともに、LGBTの方々が孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。	共生推進本部室 がん・疾病対策課
	029	かながわSOGI派遣相談	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	232	性的マイノリティ派遣型個別専門相談を18件実施した。	相談実施回数　60回／年	○		相談実施回数 60回／年		18回	60回	30.0%	D	相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部室

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（4） うつ病等についての普及啓発の推進																		
① うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談支援																		
	030	うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。			働く人のメンタルヘルスをテーマに、対面で1回開催 参加者:48人	うつ病講演会 年1回実施　50人	○		講演会参加者 50人/年	0人	48人	50人	96.0%	B	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 地域のニーズも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討して計画する。	精神保健福祉センター
	031	精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 心のサポーター養成事業の推進																		
	032	心のサポーター養成研修の実施	精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人のサポートをする「こころサポーター」を養成する、こころのサポーター養成研修を実施します。	548	310	令和7年度は住民対象の研修会の他企業や団体などの職域連携先でも開催することができ、1,907人のこころのサポーターを養成することができた。 県のR3年からの養成者数は、国全体の3割を占めている。	養成者数5箇年累計 33,000人	○		養成者数5箇年累計 33,000人		1,907人	6,600人	28.9%	D	現状の開催数、募集人数では目標値達成は難しい。県、政令市だけではなく、より多くの自治体等で実施していく必要がある。	市町村で実施できるように助言していくとともに、企業等の職域や学生等に周知をし、研修を行っていく。	がん・疾病対策課
3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る																		
（1） 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																		
① 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施																		
	033	大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。			保健福祉大及び国際医療福祉大の2校で実施した。	県内の大学に毎年2校以上において、ゲートキーパー養成研修を実施する。	○		毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	0校	2校	2校	100.0%	A	開催大学をふやしていきたいが、2校分の予算しかない。 大学生へのゲートキーパー養成研修として、より効果的な内容にしていくことや、研修の実施先の開拓が求められる。	昨年度同様、最低2校での開催を目指し調整する。	精神保健福祉センター
（2） かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等の関する資質の向上																		
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施																		
	034	こころといのちの地域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計　1,350人（政令市含む）	○		5年間の受講修了者累計　1,350人（政令市含む）	0人	216人	270人	80.0%	B	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
（3） 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施																		
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進																		
	035	自殺対策に関する出前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。			実施回数22回、参加者数1,036人。内訳は小学校4回、中学校9回、高等学校6回、教育委員会・その他3回。	開催箇所、累計75箇所で出前講座実施	○		5年間の開催箇所累計　75箇所	0箇所	22箇所	15箇所	146.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	036	教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることのできるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。			実施回数4回、参加者数1,119人。	研修会への講師派遣累計 2.4回	○		講師派遣5箇年累計12回	0回	2回	2回	100.0%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒の自殺防止のための教職員の資質向上を図る研修の実施																		
	037	県内公立学校への自殺予防の啓発	県内公立学校の教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。	933	933	県内公立学校の初任者及び幼稚園の中堅教職員を対象に研修を机上にて実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図った。令和7年度は公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の986名が受講した。	県内公立学校初任者研修及び幼稚園の中堅教諭等研修での自殺予防に係る講座の研修受講者数 5箇年累計　4,500名		○	研修受講者 5箇年累計 4,500名		986名	900名	109.6%	A	社会状況に応じた情報を提供する必要がある。	社会の変化に対応しながら、引き続き研修を実施する。	総合教育センター
	038	県内私立学校への自殺予防の啓発	県内私立学校においても、学校保健関係職員を対象とした研修を実施し、自殺予防に関する意識啓発を図ります。			出前講座の周知を行った。				出前講座の依頼あり、開催した学校もある。						周知方法等検討し、研修等広げていく必要がある。	私立学校等関係機関に意見を聞きながら、周知方法について検討していく。	がん・疾病対策課
（4） 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上																		
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施																		
	039	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1（オンライン開催）43人、自殺対策基礎研修2（オンライン開催）67人 第1回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）66人、第2回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）58人。合計124人	自殺対策基礎研修　2回 地域自殺対策担当者研修 2回	○		各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100.0%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
	040	ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で281回開催することができた。14,700人が養成された。行政職員が4,015人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されているフォローアップ研修も実施できている。	ゲートキーパー養成数5箇年累計　47,500人 参考：平成20年度～令和4年度累計　241,415人）	○		ゲートキーパー養成数 5箇年累計 47,500人	0人	14,700人	9,500人	154.7%	A	ロールプレイを取り入れるなどより効果的な内容にしていくことや、ゲートキーパー研修の実施先の開拓、参加者の属性に合わせた構成の工夫が必要。	既存の会議等の機会を活用したり、講師依頼に応じて、ゲートキーパー研修を実施していく。 各市町村の計画に基づき、養成が進められる。 行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱ー中柱ー項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施																		
	041	ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。			フォローアップ研修は15回。 401人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	開催機関数県所管域30機関の50%（15機関）以上で実施（令和9年度時点）	○		5年間で15機関以上実施	0機関	9機関	3機関	300.0%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で9回258人養成。開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施																		
	042	職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 合計：17回 532名（R7年度）					【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。				職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく事が必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
（5） 介護支援専門員等の資質の向上																		
① 介護支援専門員への研修の実施																		
	043	介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施する。	89,707	58,813	以下の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ：令和7年5月～令和8年3月（年5回） ・専門研修課程Ⅱ：令和7年5月～令和8年2月（年14回） イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）→専門研修課程Ⅱ参照 ・実務未経験者向け更新研修：令和7年6月～令和7年3月（年5回） ウ 主任介護支援専門員研修：令和7年12月～令和7年2月（年1回） エ 主任介護支援専門員更新研修：令和7年9月～令和8年3月（年2回）	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容） ・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容） ・実務未経験者向け更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	○		以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回	1回	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要がある。	引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施																		
	044	老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。			1箇所開催	全てのブロック（6箇所）老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	○		5年間で6箇所実施する	0箇所	1箇所	1箇所	100.0%	A	高齢者にとってセンシティブなテーマであり、地域の研修会とセットなどニーズがあれば応えていきたい。	各地域老人クラブと連携し、開催する。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応を取りながら、研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修の働きかけを行いたい。	精神保健福祉センター
（6） 民生委員・児童委員等への研修の実施																		
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施																		
	045	民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行う。 また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行う。	2,722	2,722	以下の研修を実施した。 ・新任研修 令和7年12月17日、令和8年1月13日、1月23日（年3回） ・テーマ別研修 令和8年2月25日、3月2日（年2回） ・会長部会長研修 令和8年3月9日（年1回）	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・会長部会長研修		○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・会長部会長研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容について、受講者のアンケート結果を反映し、より一層効果を高めるために検討を要する。	次年度以降も同様に年1回以上研修を実施するとともに、民生委員児童委員活動に必要な知識等を提供する。	地域福祉課
（7） 社会的要因に関連する相談員の資質の向上																		
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発																		
	046	生活再建支援相談研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	36	36	多重債務者と接する機会の多い、県および県内市町村の各種相談窓口担当職員や相談員等向けに、「ギャンブル依存症等の理解と対応の在り方～連携の事例も含めて～」をテーマにWeb研修を実施した。 配信期間：7月31日～9月22日 参加者数：84人	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。		○	研修実施回数 1回/年	1回	1回	1回	100.0%	A	多重債務は様々な要因（生活困窮、ギャンブル等依存症、ヤミ金など）により起こるものであり、また多重債務が原因で心の問題を抱える場合もあるため、消費生活行政として実施する多重債務者対策研修の在り方を検討、実施していく必要がある。	多重債務で悩む方からの相談に対応できる人材を育成するため、研修テーマを検討・実施していく。	消費生活課
（8） 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																		
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発																		
	047	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1（オンライン開催）43人、自殺対策基礎研修2（オンライン開催）67人 第1回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）66人、第2回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）58人。合計124人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回	○		各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100.0%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
（9） 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進																		
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施																		
	048	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1（オンライン開催）43人、自殺対策基礎研修2（オンライン開催）67人 第1回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）66人、第2回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）58人。合計124人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回	○		各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100.0%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

構成施策事業 大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課	
	049	ゲートキーパー養成研修【再掲】	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で281回開催することができた。14,700人が養成された。行政職員が4,015人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されているフォローアップ研修も実施できている。	ゲートキーパー養成数5箇年累計 47,500人 参考：平成20年度～令和4年度累計 241,415人）	○		ゲートキーパー養成数 5箇年累計 47,500人	0人	14,700人	9,500人	154.7%	A	ロールプレイを取り入れるなどより効果的な内容にしていくことや、ゲートキーパー研修の実施先の開拓、参加者の属性に合わせた構成の工夫が必要。	既存の会議等の機会を活用したり、講師依頼に応じて、ゲートキーパー研修を実施していく。 各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
（10） 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援																			
① 支援者への支援																			
	050	ゲートキーパーフォローアップ研修【再掲】	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。			フォローアップ研修は15回。 401人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	開催機関数県所管域30機関の50%（15機関）以上で実施（令和9年度時点）	○		5年間で15機関以上実施	0機関	9機関	3機関	300.0%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で9回258人養成。開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター	
（11） 研修用教材更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリキュラム作成																			
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成																			
	051	研修用教材の更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。			2025年度版を更新し、市町村及び保健福祉事務所・センターへ配布した。	年1回の更新をする		○	年1回の更新	0回	1回	1回	100.0%	A	マニュアルの更新に使用する統計の確定値が公表されるのが年度末となるため、更新するまでにタイムラグが生じる。	6月末に開催予定の「養成指導者研修」を実施する内容作成とその後のマニュアル更新を行う。	精神保健福祉センター	
4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する																			
（1） 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																			
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																			
	052	メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回	○		年1回		1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。	雇用労政課	
	053	職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12 月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施したほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	中小企業労働環境改善訪問 370件／年 中小企業労務管理セミナー 6回／年	○		中小企業労働改善訪問 370件／年 中小企業労務管理セミナー 6回／年		375件 7回	370件 6回	101.4% 116.7%	A A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要がある。	引き続き、職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行う。	雇用労政課	
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																			
	054	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 合計：17回 532名（R7年度）				【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。		職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく事が必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター					
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実																			
	055	働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	かながわ労働センターにおいて毎月４回実施する		○	4回／月 開催		月4回	月4回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課	
（2） 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備																			
① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化																			
	056	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。			【委託】 相談件数 67,227件										事業委託し、24時間、回線数を最大8回線の体制で実施。事業所とは月1回打合せを行い情報共有を行った。R6年4月26日より緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。	より多くの相談を受けるため、24時間毎日（年末年始・祝日含む）に拡充し、これに伴い、事業委託の形態としたのでやや解消見られるが、つながりにくい状況もある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。接続の改善等について、モニタリングしていく。	精神保健福祉センター
	057	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）										相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。	嘱託医相談について周知をはかっていく。	引き続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	058	「いのちのほっとライン@かながわ」	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	71,122	49,432	水曜日を除く毎日17時から24時まで（相談受付時間は23時30分まで）（祝日（振替休日を含む））・年末年始を除く）実施し、相談件数は12,363件になった。										昨年度に引き続き、相談希望の多い土曜日に開設するとともに、相談時間を延長し体制強化を図った。	相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	緊急事案や地域の関係機関へのつなぎなど、よりスムーズに情報共有できる体制を検討していく必要がある。	がん・疾病対策課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	進捗状況 項目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課	
	059	特定相談（依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談）	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。			依存症電話相談　祝日・年末年始を除く月・火曜日13:30～16:30 427件（稼働日数:91日） 自死遺族電話相談　祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 231件（稼働日数:101日） ピア電話相談　祝日・年末年始を除く金曜日13:30～16:30 337件（稼働日数:50日）	特定相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場（電話相談）を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。		○	依存症電話相談 週1回	通年で週1回	2回	1回	200.0%	A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談は、より専門的な相談であるため、相談員のスキルアップを継続していく必要がある。今後も自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	相談員の確保とスキルアップを進めてていく。	精神保健福祉センター	
	060	アルコール健康障害対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組みます。			アルコール健康相談研修 1回開催　受講者:47人	5年間でアルコール相談員研修受講者数　累計200人	○		5年間でアルコール相談員研修受講者数　累計200人		47人	40人	117.5%	A	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者（地域包括や事業所等）へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	依存症総合対策の一環として位置付けて、アルコール健康相談研修の開催方法を検討していく。	精神保健福祉センター	
	061	薬物乱用防止の推進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。			薬物相談業務研修　54名受講	薬物相談業務研修 年1回実施　70人／年	○		研修年1回実施 受講者数　70人	0人	54人	70人	77.1%	B	依存症に関しては、地域の支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要。オンラインによる研修等、実施方法の検討が課題である。	地域における支援体制の充実を目指し、県民及び支援者の理解をさらに深め、地域の支援体制を構築していく。開催方法については、地域の実情も踏まえて、対面、オンライン等複数検討していく。	精神保健福祉センター	
	062	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 合計:17回　532名（R7年度）				【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。					職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく事が必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター		
	063	新型コロナウイルス感染症の患者やコロナに対応している医療、福祉従事者のストレス等への対応	「こころの電話相談」等により、新型コロナウイルス感染症の患者や、コロナに対応している医療、福祉従事者の相談支援を行います。			令和5年5月8日終了 こころの電話相談等他の相談窓口でフォローとした。										新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、相談窓口を終了とした。必要な相談については、こころの電話相談等既存の相談窓口で実施できるようにした。	事業終了	事業終了	がん・疾病対策課
② 高齢者に対する相談支援体制の連携強化																			
	064	「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族の集いの支援、相談会等の取組みを行います。	4,964	4,964	「かながわ認知症コールセンター」を年間153日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,340件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日（週3回）は休むことなく相談業務を行う。（年末年始を除く）		○	毎年度約150日		153日	150日	102.0%	A	相談件数は昨年度同様に1,300件を超えていることから、引き続き相談窓口の認知度向上を図り、気軽に相談できる体制を整える。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課	
	065	老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	8,930	8,930	456の友愛チームが活動を実施した。	老人クラブによる友愛訪問におけるチーム数の確保		○	毎年度433チーム		456チーム	433チーム	105.3%	A	令和7年緒は前年度からチーム数が微増となり、目標数を上回ることができたが、引き続き友愛活動の活性化に向けた支援を継続する必要がある。	友愛チーム数の維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要である。	高齢福祉課	
③ 性的マイノリティに対する相談支援体制																			
	066	性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。	0	0	【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。 【がん・疾病対策課】 相談窓口の周知を図った。										【共生推進本部室】 性的マイノリティについて一般の理解促進を図ることができた。 【がん・疾病対策課】 関係機関に対し、性的マイノリティに関する相談窓口を周知した。	【共生推進本部室】 県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。 【がん・疾病対策課】 普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保健福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部室】 NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。 【がん・疾病対策課】 今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していくとともに、LGBTの方々が孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。	共生推進本部室 がん・疾病対策課
	067	性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,181	837	・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を11回実施した。 ・児童福祉職員向け研修を2回実施した。 ・企業及び団体の人事担当者向け研修会を対面・オンライン併用開催とし1回開催した。 ・講師派遣事業を9回実施した。	・交流会 3会場計12回／年 ・企業向け研修 1回50人／年 ・児童福祉施設職員向け研修 2回160人／年	○		交流会　3会場計12回		11回	12回	91.7%	B	各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し多くの参加を呼び掛ける必要がある	・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から月1回の開催になり年計12回実施となっている。 ・企業向け研修は、令和8年度からオンライン開催を予定している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみの開催となっている。	共生推進本部室	
	068	かながわSOGI派遣相談【再掲】	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	232	性的マイノリティ派遣型個別専門相談を18件実施した。	相談実施回数　60回／年	○		相談実施回数 60回／年		18回	60回	30.0%	D	相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部室	
	069	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）	「かならいん」に開設している「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」で、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及びLGBTs被害者の方の相談を専門相談員が受けています。 なお、「かならいん」でも、性別を問わず、性被害にあわれた方からの相談を受けています。	139,714 （159 かならいんを含む）	130,770 （159 かならいんを含む）	相談受付：毎週火曜日16時～20時(祝休日等除く) 電話相談件数:38件										男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤルを運営することにより、より専門性の高い支援を実施した。	―	引き続き、支援の充実に努める。	くらし安全交通課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
④ 生活困窮者に対する相談支援体制																		
	070	生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	86,004	82,942	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。				相談者の増加に対し、自立相談支援機関の体制強化等を図り、町村役場や町村社協など関係機関と連携し対応した。						生活困窮者の課題が多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	生活困窮者の様々な課題に対応するため、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活援護課
	071	ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	9,076	8,997	・制度周知のチラシを作成し、各市町村や関係機関に配布した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。	支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。	○		毎年度、生活困窮者自立支援制度都道府県研修の受講者数150人	150人	300人	150人	200.0%	A	支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。	県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活援護課
	072	求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数：6人				対象者に各種必要な情報提供等がなされている。						シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課
⑤ 子ども・若者に対する相談支援体制（ひきこもり支援）																		
	073	かながわ子ども・若者総合相談事業	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者2回 70人／年	70人	124人	70人	177.1%	A			
	074	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回／年	○		会議開催 3回／年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
	075	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てていく。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引き続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
⑥ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進																		
	076	ふれあい心の友訪問援助事業	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	499	653	派遣回数 134回 登録人数　30人	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○		毎年度メンタルフレンドを派遣回数 86回／年	86回	134回	86回	155.8%	A	安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報を行うとともに、メンタルフレンドの確保に継続的に取り組む必要はある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
（3） 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備																		
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化																		
	077	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	県立高等学校では、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。	185,414	181,341	・スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校（136校）に配置し、28,610件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○		スクールカウンセラー 140名配置 （令和9年度時点）		139人	140人	99.3%	B	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	078	県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの生徒等に対応できるように取り組みます。	201,552	195,847	・スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校（136校）に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を24,947回実施した。	スクールソーシャルワーカー配置	○		スクールソーシャルワーカー 140名配置 （令和9年度時点）		139人	140人	99.3%	B	・子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	079	県立高等学校へのスクールメンター配置	学校生活の様々な機会で、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	7,583	6,948	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校24校、県立中等教育学校1校に配置し、相談や学習支援等に対応した。	県立高等学校へのスクールメンター配置	○		スクールメンター 20名配置／年		25人	20人	125.0%	A	希望するすべての学校にスクールメンターを配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校内支援体制の充実に努めていく。	学校支援課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	進捗状況 項目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	080	県立学校への自殺予防の啓発	県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック（改訂版）」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	0	0	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教職員等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数：3回	自殺予防啓発の会議への参加者数 5箇年累計1,400名	○		1,400名 （5箇年累計）	0人	927人	840人	110.4%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する啓発活動に更に取り組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとした研修会等を実施する。	学校支援課
	081	公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校（政令指定都市を除く）にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	387,104	355,904	1．配置状況（政令市を除く） 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2．相談件数　合計66,828件　＊小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として　不登校19,373件、いじめ629件、虐待701件などがある。	県内中学校への配置 100%／年	○		県内中学校への配置100%		100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進していく。	子ども教育支援課
	082	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	108,070	79,705	1日あたり7時間、年間35回勤務のスクールソーシャルワーカーを50名配置した。 （湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名） また、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを各教育事務所に1名配置するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数（延べ数）9,677件	スクールソーシャルワーカー 54人／年 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1人／年	○		スクールソーシャルワーカー 54人		54人	54人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	スクールソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進していく。	子ども教育支援課
										スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1人		1人	1人	100.0%	A			
	083	私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置	県内私立学校においても、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取組みます。			具体的な検討ができていない。		具体的な検討ができていない。								私立学校との連携の方法について検討が必要である。	連携方法について検討していく。	がん・疾病対策課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化																		
	084	地域連携による高校生のこころサポート事業	本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。	790	521	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数：22回	事業の成果を発表する研修会・会議等への参加者数 累計参加者数　500名	○		500名 （5箇年累計）	0人	475人	300人	158.3%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達の課題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課
③ 児童・生徒の自殺防止のための教職員の資質向上を図る研修の実施																		
	085	県内公立学校への自殺予防の啓発【再掲】	県内公立学校の教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。	933	933	県内公立学校の初任者及び幼稚園の中堅教職員を対象に研修を机上にて実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図った。令和7年度は公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の986名が受講した。	県内公立学校初任者研修及び幼稚園の中堅教諭等研修での自殺予防に係る講座の研修受講者数 5箇年累計　4,500名		○	研修受講者 5箇年累計 4,500名		986名	900名	109.6%	A	社会状況に応じた情報を提供する必要がある。	社会の変化に対応しながら、引き続き研修を実施する。	総合教育センター
	086	県内私立学校への自殺予防の啓発【再掲】	県内私立学校においても、学校保健関係職員を対象とした研修を実施し、自殺予防に関する意識啓発を図ります。			出前講座の周知を行った。		出前講座の依頼あり、開催した学校もある。								周知方法等検討し、研修等広げていく必要がある。	私立学校等関係機関に意見を聞きながら、周知方法について検討していく。	がん・疾病対策課
④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備																		
	087	障がいを理由とする差別に関する相談の受付	障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所で対応します。	0	0	障害者差別解消相談直通電話による相談、フォームメール等による相談を受けた。 （延べ26件）		相談内容を聴取した後、記録をし、相談内容に関係する事業所管課へ情報を伝達し、適切に引き継ぎ、相談内容を引き継いだ事業所管課は、相談内容に対応した。								当該相談窓口における対応案件の対象外となる相談が寄せられることが複数あるため、県民サービス向上のため、窓口の案内を分かりやすくする必要がある。	相談内容に応じた適切な相談先を掲載するなど、当該相談窓口を掲載しているホームページ上の案内の充実を図る。	行政課
	088	障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知	県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。	85	61	障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載したポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。	相談窓口周知ポスターへ当該窓口を掲載する。	予定どおりの時期に、ポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。								障がい者差別に悩む児童・生徒が相談窓口へ相談できるよう、目に留まるポスターを作成することで、引き続き相談窓口を周知していくことが必要。	昨年度と同様、ポスターを作成、全県立学校へ配付する。	行政課
（4） 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進																		
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備																		
	089	災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。	3,897	3,344	かながわDPAT研修 令和7年12月6日（土）、12月7 日（日）川崎市役所 203、204会議室にて対面開催し、39名が受講、修了した。 かながわDPAT技能維持研修 令和8年2月15日（日）総合研修センター（川崎市複合福祉センター ふくふく 2階）にて対面開催し、13名が受講、終了した。	研修受講者数 35人／年	○		研修受講者数 35人／年		52人	35人	148.6%	A	かながわDPAT研修の開催方法やかながわDPAT技能維持研修の更新制に関する具体的な検討が課題である。	災害は、平時の準備が重要であるため、かながわDPAT研修、かながわDPAT技能維持研修を開催し、かながわDPAT構成員の養成、技術向上につとめ、災害に備えていきたい。	健康危機・感染症対策課 精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする																		
（1） 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上																		
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実																		
	090	精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24 時間365 日、適切な精神科医療につながるように精神科救急医療体制を整備します。	403,377	387,844	身体合併症対応施設の新規指定はなし。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、令和5年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。		○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。		6施設	7施設	85.7%	B	身体合併症対応施設は、精神科を有する総合病院にその役割を担ってもらっているが、県内の精神科を有する総合病院は限られており、身体合併症対応施設で集中的に患者を受け入れるのではなく、各病院の身体科・精神科の対応力を向上させていく必要がある。	モデル事業等の実施により各医療圏域における一般科（身体科）病院と精神科病院との病病連携を一層推進し、精神科病院において、一定レベルの身体疾患対応が可能となるような身体合併症対応スキルの向上を図る取組を実施する。	がん・疾病対策課
	091	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）		相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。								嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	092	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法（反復性経頭蓋磁気刺激法）の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組みます。				県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供											県立病院課
（2） 精神保健福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実																		
① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施																		
	093	こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	○		5年間の受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	0人	216人	270人	80.0%	B	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
② 精神科看護職員に対する研修の実施																		
	094	精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	700	697	令和7年度は新人職員40人、中堅職員30人が受講し、9割以上の職員が「研修はわかりやすかった」「これからの看護業務に役立つ」との評価が得られている。	研修受講者数 新人、中堅合計 70名／年	○		研修受講者数 合計 70名		70人	50人	140.0%	A	各病院において、看護職員研修を受講した職員を増やしていくことで、看護スキル、専門性の向上が図られるため、継続して研修を実施し、研修受講者を増やしていく必要がある。	令和8年度も継続して研修を実施する。	がん・疾病対策課
（3） かかりつけ医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上																		
② かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化																		
	095	こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	○		5年間の受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	0人	216人	270人	80.0%	B	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
（4） 子ども等に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備																		
① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化																		
	096	こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	○		5年間の受講修了者累計 1,350人（政令市含む）	0人	216人	270人	80.0%	B	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
（5） うつ病とのスクリーニングの実施																		
① うつ病等のスクリーニングの実施																		
	097	薬局を通じた普及啓発	公益社団法人神奈川県薬剤師会及び武田薬品工業株式会社と協調し、薬局を通じたうつ病啓発活動を実施することとしました。神奈川県薬剤師会会員の「くすりと健康相談薬局」「健康サポート薬局」「地域連携薬局」等にて、健康相談や薬局を訪問された方へうつ病啓発活動を行います。			協力店舗約118店舗でのうつ病啓発活動を継続して行った。	協力薬局数累計 250店舗 （令和9年度時点）	○		薬局数累計 250店舗	150箇所	128箇所	250箇所	51.2%	C	活動実施後アンケートの結果、本活動における満足度について過半数が「どちらでもない」と回答していることから活動の意義の理解を得られていないことがわかる。	今後は薬剤師会へ協力を依頼するとともに積極的な広報を行うことで本活動の意義をわかりやすく説明していく。	がん・疾病対策課
② 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦健診、健康相談の機会の活用																		
	098	市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	5,752	4,343	・妊娠期からの児童虐待予防事業を推進するための連絡調整会議や連絡会の実施（8保健福祉事務所・センター） ・妊娠・出産・育児等に関わる保健師等専門職への研修会の実施（計20回、延べ600人） ・市町村に対する産後ケア事業等実施状況の調査及び情報共有の実施		・妊娠期からの児童虐待予防事業に関する連絡調整会議の実施については、各所の進捗状況に差はあるが、すべての県域市町村で実施され、取組が共有された。 ・産後ケア事業は全市町村で実施されており、その実施状況について調査の上、結果を共有した。						・産後うつ等の予防を図るため、適切な時期に、ニーズに合わせた支援が実施できるような支援体制の整備が必要である。	・産後うつのハイリスク者に適切な時期に支援が図れるよう、引き続き連絡調整会議や研修を実施する。 ・産後ケア事業推進のため、引き続き市町村に対して実施状況の調査を実施するとともに、市町村との情報共有の場を設ける。	健康増進課		
③ うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談支援																		
	099	うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。			働く人のメンタルヘルスをテーマに、対面で1回開催 参加者:48人	うつ病講演会 年1回実施 50人	○		講演会参加者 50人／年	0人	48人	50人	96.0%	B	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 地域のニーズも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討して計画する。	精神保健福祉センター
	100	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）		相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。								嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（6） うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進																		
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援																		
	101	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てていく。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	102	ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性がある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	5,297	5,297	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専従相談員が自殺未遂者や企図者（ハイリスク者）に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・関係機関との連携によるセーフティネットの構築により、切れ目のない支援を実施した。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。		○	年間支援活動件数　100名以上		52人	100人	52.0%	C	精神的不安や不調を訴える方が多い状況である。相談の根底にある様々な要因を的確に把握し、今後もハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	医療法人財団青山会の指定相談事業所の閉所に伴い、補助事業は終了となる。 自殺未遂者支援について、ヒアリングを行い県全体の支援体制について検討をしていく。	がん・疾病対策課
	103	依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復支援を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	27,259	21,173	依存症電話相談：427件 依存症面接相談：61件 依存症相談拠点機関連携会議の実施	依存症治療拠点機関数　1施設	電話・面接相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。また、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたと判断するため。								必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症電話、面接相談を引き続き実施するとともに、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携を図る。	がん・疾病対策課
	104	依存症専門医療機関の選定	依存症の本人が地域で適切な医療が受けられるよう「依存症専門医療機関」の選定をさらに進め、地域における依存症の医療提供体制を整備します。	27,259	21,173	現在の依存症専門医療機関（6機関） ・神奈川県精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みくろべ病院 ・神奈川病院 ・大石クリニック	依存症専門医療機関数 10箇所以上（令和9年度時点）	○		依存症専門医療機関数 10箇所以上	6箇所	6箇所	10箇所	60.0%	C	アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離（いわゆる治療ギャップ）があることから、依存症の専門医療機関・専門医の充実した体制が求められている。湘南地域や県西地域に専門医療機関がなく、偏在性も課題である。	引き続き、県内市町村と連携し地域のニーズ等を把握したうえで、専門医療機関の選定に努める。	がん・疾病対策課
	105	精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24 時間365 日、適切な精神科医療につながるように精神科救急医療体制を整備します。	403,377	387,844	身体合併症対応施設の新規指定はなし。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、令和5年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。		○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。		6施設	7施設	85.7%	B	神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	がん・疾病対策課
	106	向精神薬の重複処方のチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施します。 また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。			・生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施した。 ・県監査等において、重複処方の適正化について国の通知をもとに再確認を行い、引き続き適正実施が行われるよう指導した。	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施する。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導する。		○	毎年1回県域全福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施	1回	1回	1回	100.0%	A	各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎが不十分な場合がみられる。	引き続き年1回の監査時に確認し、必要に応じて質問等に随時回答していく。	生活援護課
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施																		
	107	精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	700	697	令和7年度は新人職員40人、中堅職員30人が受講し、9割以上の職員が「研修はわかりやすかった」「これからの看護業務に役立つ」との評価が得られている。	研修受講者数 新人、中堅合計　70名/年	○		研修受講者数 合計　70名		70人	50人	140.0%	A	各病院において、看護職員研修を受講した職員を増やしていくことで、看護スキル、専門性の向上が図られれるため、継続して研修を実施し、研修受講者を増やしていく必要がある。	令和8年度も継続して研修を実施する。	がん・疾病対策課
	108	依存症セミナーの実施（保健・福祉・介護・司法等従事者向け）	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自殺のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	27,259	21,173	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。（参加者　精神医療センター開催回20名、北里大学病院開催回99名）	依存症セミナー等受講者 5箇年累計　1,000人	○		累計受講者 1,000人		119人	200人	59.5%	C	神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	がん・疾病対策課
（7） がん患者、慢性疾患患者等に対する支援																		
① がん患者等に対する支援体制の構築																		
	109	専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	・県は、がん相談支援センター等に対して、「こころの電話相談」等の自殺対策を周知し、対応が必要ながん患者を適切な機関やサービスにつなげるよう働きかけます。 ・がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを利用しているがん患者等から、精神的つらさなどについての相談希望があった場合に、臨床心理士を派遣する。			・がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを利用しているがん患者等から、精神的つらさなどについての相談希望があった場合に、臨床心理士を派遣した。	臨床心理士派遣回数 8回/年		○	臨床心理士派遣回数 8回/年		11回	8回	137.5%	A	がん患者等に臨床心理士相談事業を広く周知する必要がある。	臨床心理士相談や「こころの電話相談」について記載したがん患者向けの冊子「がんサポートハンドブック」やチラシ等をがん相談支援センター等で配布していく。	がん・疾病対策課
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実																		
	110	県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	0	0	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。 ・発達段階に応じた「いのちを大切にする」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関連する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。		学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。						支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内外の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していくため、事例検討などを引き続き行う。 「性に関する手引き」の活用を促進していく。	保健体育課		

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内　容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項　目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判　定	課　題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（8）うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実																		
①　うつ病による求職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供																		
	111	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
6　社会全体の自殺リスクを低下させる																		
（1）　地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信																		
①　多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知																		
	112	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	0	0	自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成し、県庁管城市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施			自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成しほぼ配布した。						物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布してしていく。	精神保健福祉センター
	113	かながわこころの情報サイト	相談の目的ごとに窓口をまとめ、該当するボタンをクリックするとすぐに窓口情報を確認できるホームページを運用します	―	―	相談窓口の情報を更新し、新たな相談窓口を掲載した。	アクセス件数 15000件以上／年	○		アクセス件数 15000件以上／年		12,579件	15,000件	83.9%	B	アクセス件数が伸びていない状況があるため、周知方法を検討していく必要がある。	自殺対策ポータルサイトに相談窓口のコンテンツを設置し、アクセスできるようにしていく。また、自殺対策会議構成機関が行っている窓口も掲載していく。	がん・疾病対策課
②　関係機関との連携による包括的な相談会の実施																		
	114	包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。			保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を講演会と同日に2回実施。	相談会開催　2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうメリットは維持しながら、方法を工夫し、より効果的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター
	115	暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催　2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
③　障がい者に関わる相談窓口の整備																		
	116	発達障害支援体制の推進（発達障害支援センターにおける相談の実施）	発達障がいに関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障がい児者及びその家族を支援します。 発達障害支援センターかながわA(エース)によるこれらの取組のほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。	2,634	2,478	令和7年度の発達障がいに関する各種相談の利用者は1,252人(内訳：電話相談1,189件、訪問・来所面談63件) また、発達障害支援センター主催研修については、公開講座（対面開催157名）、支援者向け研修（対面：15名 オンデマンド:129名）、、家族向け講座（対面：60名）、かかりつけ医等対応力向上研修（オンデマンド：112名）を実施した。この他、研修講師派遣24回（研修受講者延べ1,782名）実施した。 各圏域の発達障害者地域支援マネージャーによる活動は、地域巡回を362件、個別ケースにかかる支援を235件実施した。	発達障害支援センター利用者数　2,000／年	○		利用者数　2,000／年	1,488人	1,252人	2,000人	62.6%	C	・発達障害支援センターの利用者数について、令和7年度は令和6年度と比較して236人減少した。 原因としては、令和6年度は地域巡回等で事業所に行く機会が少なかったこと、また、頻繁に電話相談のある相談者の対応により、他の利用希望者からの相談が受けられなかったことが考えられる。特定の職員を指定した相談も少なくはなく、相談者の特性から対応に一定の時間を要する相談についての対応方法は課題である。 ・相談の中では、発達障害だけでなく、その他の影響（別の疾患や家庭状況、思春期の影響等）から複雑な背景を持つ利用者が増えている傾向がある。このような相談への対応に当たるため、センター職員のアセスメントやケースワーク能力の向上を含め、継続的な人材育成が必要である。	・電話相談の減少に関しては、地域巡回の少なかったことも原因と考えられることから、今年度は、地域支援マネジャーとともに、積極的に巡回を図り、電話相談への周知を呼び掛けていく。 また、企業からの相談も大きく減少していることから、今年度は、神奈川労働局で実施する発達障害に関するサポーター養成講座に参加し、当センターの周知を企業に図り、電話相談の増加に取り組んでいく。 ・電話相談や面談等の相談支援業務に関しては、~~R7~~今年度より県立福祉機構中井やまゆり園の業務として行うこととなったことから、所属間の連絡連携を密に図りながら、県民への相談支援体制の充実を進めて行く。 ・市町村におけるペアレントトレーニング導入支援は継続して実施する。 ・センター主催の研修に関しては、「県のたより」への掲載や、デザイン支援を活用した研修チラシを作成により、幅広い周知に繋がるよう工夫するとともに、研修開催の2ヶ月前を目安に周知を開始できるよう準備を行う。 ・発達障害者地域支援マネジャーに関しては、今年度より湘南西部、県西圏域が委託となった。このため発達障害者地域支援マネジャー連絡会は、昨年度までの隔月から毎月実施し、地域支援マネジャーとの連携をしっかりと図りながら、センターと重層的な支援を図っていく。 ・令和7年度は、主催する研修において、支援者向け研修、医療従事者向け研修の2回については、オンデマンドによる研修を実施した(支援者向けは対面とオンデマンドによる実施)。 このことにより、より多くの県民に研修の受講~~ニ~~ス機会を設けることが出来たことから、今年度も引き続き、発達障害の特性の理解、支援方法当の基礎的知識の普及を目指して実施していく。	障害福祉課
	117	高次脳機能障害巡回相談の実施	神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障がい者や家族に対して専門相談を行います。	15,382	15,382	【巡回相談】 当事者家族会へは7か所、延べ45回実施（延べ参加者は当事者142名、家族182名、専門相談10件)した。 すべて対面での開催とし、リモート開催は実施しなかった。	県内6箇所の当事者家族会への巡回相談 45回／年	○		45件／年	41件	45件	45件	100.0%	A	【巡回相談】 ・各地域の支援者に繋がりにくい、または繋がる機会が少ない高次脳機能障害の方について、実態の把握と具体的な支援に繋ぐ方法の検討が必要である。	【巡回相談】 ・高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日）を踏まえ、当事者及び家族会を対象とした専門相談の中で、地域の支援者等への助言や、社会資源の情報共有等を行うことで、身近な地域の支援につながる体制の構築を目指す。	障害福祉課
	118	障がい福祉相談支援体制の整備促進	障がい保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図る。	34,105	34,105	障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開催し、相談支援体制の推進を図った。	5つの保健福祉圏域において、相談支援等ネットワーク事業を委託し、各保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を平均して、年間2回以上実施する	○		各障害保健福祉圏域ごとに協議会を年2回以上開催	10回	11回	10回	110.0%	A	神奈川県は県、圏域、市町村の3層構造の相談支援体制でそれぞれ自立支援協議会を開催しているが、各々の階層で完結してしまっている傾向にあり、階層を越えた情報の流れを作っていく必要がある。また、令和6年度、県西圏域については、受託法人の候補がなかったことから、県が直営しているたが、令和7年度より受託法人が見つかり、委託を再開した。	県障害者自立支援協議会の議事の進行についての準備を具体的に進める「運営会議」及び、政令市を除くより広域的な観点で相談支援体制を構築する役割を担う5つの障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターが集まり、情報交換等を行う「ナビ会議」を定期的に開催し、皆で同じ方向性で課題に取り組めるよう、会議の開催方法の見直しを行い、自立支援協議会の活性化を図る。	障害福祉課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（2） 多重債務等の相談窓口の整備																		
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実																		
	119	多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。	－	－	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成し関係機関に配布をした。	多重債務相談窓口を案内するリーフレット発行部数 3,500部／年	○		リーフレット発行部数 3,500部／年	3,500部	3,500部	3,500部	100.0%	A	相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。	リーフレットを作成・配架する取組みを継続する。	消費生活課
	120	多重債務者特別相談会の実施	潜在的な多重債務者が身近な相談窓口を訪れる機会を設け、多重債務者の掘り起こしを図り、多重債務者の早期救済につなげるため、国の「多重債務者相談強化キャンペーン」に基づき、県内各地で特別相談会を実施します。	－	－	関係機関等協力のもと多重債務者特別相談会を令和7年11月17日～12月9日の間に14会場で実施し、計36件の相談に対応した。	多重債務者特別相談会の実施回数 1回／年	○		実施回数 1回／年	1回	1回	1回	100.0%	A	相談会の効果を上げるため、実施する地域・場所・日時等を検討する必要がある。	国の「多重債務者相談強化キャンペーン」に基づき、引き続き県内で多重債務者特別相談会を実施する。	消費生活課
（3） 失業者への支援の充実																		
① 生活支援、包括的な相談会の実施																		
	072	求職者に対する生活支援相談【再掲】	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数：6人		対象者に各種必要な情報提供等がなされている。								シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課
	122	包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	0	0	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を講演会と同日に2回実施。	相談会開催 2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうメリットは維持しながら、方法を工夫し、より効果的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター
	123	暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
（4） 経営者に対する相談事業の実施等																		
① 経営者に対する相談事業の実施等																		
	124	中小企業の経営相談	厳しい経営環境の中、経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、商工会・商工会議所等によるきめ細かな支援体制を整備し、様々な規模・業種の中小企業・小規模企業を支援します。	2,518,097	2,491,410	商工会・商工会議所等において、中小企業・小規模企業の経営などに関する相談事業等を行った		経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業などを実施してい								商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業・小規模企業を対象とした相談事業や、中小企業・小規模企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する必要がある	引き続き、商工会・商工会議所等において実施する中小企業・小規模企業の経営などに関する相談事業等を支援する。	中小企業支援課
（5） 法的問題解決のための情報提供の充実																		
① 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実																		
	125	包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	0	0	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を講演会と同日に2回実施。	相談会開催 2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうメリットは維持しながら、方法を工夫し、より効果的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター
	126	暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 2回／年	○		相談会開催 2回／年	0回	2回	2回	100.0%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	127	配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	20,506	18,047	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談や精神保健相談等を行い、総合的支援を行った。		配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、相談支援員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。								相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、被害者だけでなく周囲の人も含めた意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部室
（6） 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等																		
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進																		
	128	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。			地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議（行政・民間団体・関係機関）を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会（部会）を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会（部会）を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しにくい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及啓発することができた。	**地域ハイリスク地ネットワーク会議を年1回 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会を年1回 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会を年2回、 巡回パトロールを継続実施する。**		○	**①地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議年1回開催 ②宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会年2回開催**		4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ケ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の来訪者が多いため、地域住民の理解と協力が必要である。今後も官民のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。 引き続き、県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間団体・関係機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所（厚木保健福祉事務所）
	129	ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	360,930	350,166	川崎駅（JR南武線）、相模大野駅（小田急小田原線）、海老名駅（小田急小田原線）、武蔵溝ノ口駅（JR南武線）、大和駅（小田急江ノ島線）、登戸駅（JR南武線）、橋本駅（JR横浜線）、桜木町駅（JR根岸線）、大船駅（JR根岸線） の9駅で設置を促進。		・川崎駅（JR南武線）については設置完了（令和5年度繰越支払い） ・相模大野駅（小田急小田原線）、海老名駅（小田急小田原線）、武蔵溝ノ口駅（JR南武線）、大和駅（小田急江ノ島線）については設置完了（令和6年度支払い）。 ・登戸駅（JR南武線）、橋本駅（JR横浜線）、桜木町駅（JR根岸線）、大船駅（JR根岸線）については、令和7年度完了予定(令和6～7年度、2ヵ年債務)。						ホームドア設置事業は、鉄道事業者の整備スケジュールによることから、県が市町と協調して補助するが、主体となって進めることが難しい。	引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいくため、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行う。	交通政策課		

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱ー中柱ー項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討																		
	130	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	0	0	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議（行政・民間団体・関係機関）を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会（部会）を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会（部会）を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しにくい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及啓発することができた。	地域ハイリスク地ネットワーク会議を年1回 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会を年1回 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会を年2回、 巡回パトロールを継続実施する。		○	①地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議年1回開催 ②宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会年2回開催		4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ケ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の来訪者が多いため、地域住民の理解と協力が必要である。今後も官民のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。 引き続き、県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間団体・関係機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所（厚木保健福祉事務所）
③ 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施																		
	131	135 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、不明当時の状況、不明者がよく行く立ち回り先等につながる情報をもとに、調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見・保護に努めます。			届出を受理した際、早期に発見するための調査、探索を実施した。		迅速な調査、探索を実施し、早期発見に努めた。								行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難な場合がある。	引き続き、迅速な調査、探索を実施して早期発見に努める。	人身安全対策課
④ 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等																		
	132	「X（旧Twitter）等広告事業」【再掲】	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	13,624	11,275	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○		広告のクリック数 45,000回/年		101,172回	45,000回	224.8%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりたくなる気持ちになるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課
	133	「医薬品の適正使用に係る啓発」	学校等で開催される薬物乱用防止教室の講師養成研修の中で、医薬品の過量服用に係る健康被害の事例を含めて研修を行います。			学校等で開催される薬物乱用防止教室の講師養成研修において、医薬品の過量服用に係る健康被害の事例を含めて研修を行った。 研修会を1回開催（令和7年6月9日）		薬物乱用防止教室の講師養成研修を行った。								研修の題目によっては、当該啓発事項を含めることが困難な場合がある。	引き続き、薬物乱用防止啓発計画に基づき、研修を行っていく。	薬務課
（7） ICTを活用した自殺対策の強化																		
① 若者への相談支援体制の充実																		
	134	こころの電話相談【再掲】	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	0	0	【委託】 相談件数 67,227件		事業委託し、24時間、回線数を最大8回線の体制で実施。事業所とは月1回打合せを行い情報共有を行った。R6年4月26日より緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。								より多くの相談を受けるため、24時間毎日（年末年始・祝日含む）に拡充し、これに伴い、事業委託の形態としたのでやや解消見られるが、つながりにくい状況もある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。接続の改善等について、モニタリングしていく。	精神保健福祉センター
	135	ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	2,769	1,689	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリ、学生ポータルサイトで周知を行った。	アクセス数 75,000件/年	○		アクセス数 75,000件/年		2,950件	75,000件	3.9%	E	令和7年度7月よりサイトをリニューアルしたが、本サイトをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、サイトの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会の多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してサイトの周知を実施する。また、毎年教育機関に配布する名刺サイズの相談窓口周知カードに当該サイトの情報を掲載し周知を図る。	がん・疾病対策課
	136	「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	71,122	49,432	水曜日を除く毎日17時から24時まで（相談受付時間は23時30分まで）（祝日（振替休日を含む））・年末年始を除く）実施し、相談件数は12,363件になった。		昨年度に引き続き、相談希望の多い土曜日に開設するとともに、相談時間を延長し体制強化を図った。								相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	緊急事案や地域の関係機関へのつなぎなど、よりスムーズに情報共有できる体制を検討していく必要がある。	がん・疾病対策課
	137	「X（旧Twitter）等広告事業」【再掲】	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	13,624	11,275	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○		広告のクリック数 45,000回/年		101,172回	45,000回	224.8%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりたくなる気持ちになるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課
（8） インターネット上の自殺関連情報対策の推進																		
① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施																		
	138	157 インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所地を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。			インターネット上における自殺予告事案を認知した際は、プロバイダ等に緊急照会を実施し、関係機関、他都道府県警察及び各警察署と連携して安否確認と必要な措置を展開した。		関係機関及び他都道府県警察と連携し、できる限り迅速に自殺予告者の安否確認と必要な措置を展開するため、各警察署に対し必要な助言・指導を行うなど、適正な対応に努めた。								プロバイダ等が書き込み内容を「緊急避難」の要件を満たさないと判断した場合に、発信者情報を得られないこと。 プロバイダからの回答が遅れた場合、自殺予告者の特定に時間がかかること。	引き続き、迅速・適切な対応につとめるため、関係機関及び都道府県警察間での連携強化に努める。	人身安全対策課 サイバーセキュリティ対策本部
② インターネットの適切な使い方の普及啓発																		
	139	青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット	スマートフォンの適切な利用方法を保護者に向け啓発するリーフレットを作成し、SNSやインターネットにおける青少年のトラブルを未然に防ぐ取組みを行います。	1,156	845	スマートフォンの適切な利用方法に関する保護者向けリーフレットを100,000部作成し、県内の新中学1年生の保護者を対象に配付し、周知啓発を行った。	作成数 100,000部/年	○		作成数 100,000部/年		100000部	100000部	100%	A	保護者だけではなく、生徒本人に対する周知啓発方法についても検討する。	次年度も取組を継続予定。	青少年課
	140	携帯電話教室	児童・生徒が、携帯電話等の安全な使い方に係る知識とマナーに関する理解を深め、携帯電話等に係る様々なトラブルを未然に防止するため、公立学校では、企業協力による携帯電話教室を実施します。	0	0	令和7年度の企業協力による携帯電話教室は公立学校において299校（県立高等学校48校・県立中等教育学校1校・県立特別支援学校22校・公立小学校171校・公立中学校51校・市立高等学校4校・市立特別支援学校2校）実施した。		令和7年度の企業協力による携帯電話教室は公立学校において299校（県立高等学校48校・県立中等教育学校1校・県立特別支援学校22校・公立小学校171校・公立中学校51校・市立高等学校4校・市立特別支援学校2校）実施した。								児童・生徒による携帯電話の利用が急速に拡大し「携帯電話の安全な使い方」や「使用方法に関するモラルやマナー」が社会問題化しており、携帯電話・スマートフォン等の適切な使い方やSNS上のトラブル等への対処法についての啓発を図る必要がある。	今後も携帯電話教室の実施を継続し、携帯電話・スマートフォン等の適正な使い方やSNS上のトラブル等への対処法についての啓発を継続する。	学校支援課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（9） 介護者への支援の充実																		
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実																		
	141	地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行っており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村が設置する地域包括支援センターの総合相談等の取組を支援します。	6,073,080の一部	4,994,145の一部（見込額）	市町村が設置する地域包括支援センター運営事業の費用の一部を負担した。				目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。						センター職員の安定確保とセンター機能の強化	引き続き、地域支援事業交付金を通じてセンター運営事業の支援を実施する他、専門職のアドバイザー派遣を通じて、地域の課題解消に向けた個別支援を実施する。	高齢福祉課
	142	地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターでは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組んでおり、地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議（地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議）の必要経費に対して、地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援します。	6,073,080の一部	4,994,145の一部（見込額）	地域包括支援センター等による地域ケア会議の開催回数 ※集計中（夏頃の実績報告をもとに確定予定）				目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。						自立支援・重度化防止を踏まえた地域ケア会議の推進	市町村単位では専門職の確保が困難なため、引き続き、専門職派遣事業を実施し、地域ケア会議の質的向上を図る。	高齢福祉課
② 家族介護支援等のための取組みの推進																		
	143	家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減しており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村の当該家族介護支援事業の取組を支援します。	6,073,080の一部	4,994,145の一部（見込額）	市町村が実施する家族介護支援事業の費用の一部を負担した。				目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。						「家族介護支援事業」は6つの個別事業で構成されており、全体として78.8%の市町村が実施（見込）※しているが、個々の事業ごとに見ると、実施している市町村数が50%を超える事業はなかった。 高齢化の進展に伴い、ケアラーを支援する本事業の重要性はさらに高まっている。	引き続き、地域支援事業交付金を通じて家族介護支援事業の支援を実施する。	高齢福祉課
	144	「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族の集いの支援、相談会等の取組みを行います。	4,964	4,964	「かながわ認知症コールセンター」を年間153日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,340件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日（週3回）は休むことなく相談業務を行う。（年末年始を除く）		○	毎年度約150日		153日	150日	102.0%	A	相談件数は昨年度同様に1,300件を超えていることから、引き続き相談窓口の認知度向上を図り、気軽に相談できる体制を整える。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課
③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援																		
	145	かながわケアラー支援ポータルサイト	県ホームページにおいて、ケアラー支援に関する情報提供やケアラーのおかれている状況などの周知を行います。	0	0	ケアラーズカフェなど当事者支援やケアラー支援者を支える二次相談といったケアラー支援に関する情報提供を行った。	アクセス数累計 54,000件以上/年		○	アクセス累計 54,000件以上/年	50,592件	43,307件	54,000件	80.2%	B	アクセス数を増やしていく。	ケアラー本人や支援者にとって有用なサイトとなるよう、掲載内容をより充実させる。	高齢福祉課
	146	ケアラーコールセンター事業	年齢や属性が様々なケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口を設置します。 ・電話によるケアラー相談（かながわケアラー電話相談） ・SNSを活用した相談（かながわヤングケアラー等相談LINE）	32,152	30,244	相談件数 ・LINE：667件 ・電話：81件				相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。						相談窓口の認知度向上を図っていく。	相談窓口を広く周知し、相談を必要とするケアラーの掘り起こしを進める。	高齢福祉課
	147	ケアラー支援専門員配置事業	ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなぎ、地域で支える体制を構築するため、県がケアラー本人からの相談・支援に携わる支援者間のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例について支援者からの相談対応（情報提供・連絡調整）を行うケアラー支援専門員を設置します。	10,940	10,949	ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会　19回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供　13件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート　11件 出前研修　14回				ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。						ケアラー支援者となり得る関係機関や関係団体等と広くネットワークを構築していく。	関係機関や関係団体等に対して、ケアラー支援専門員の存在を周知する。	高齢福祉課
（10） ひきこもりの方への支援の充実																		
① ひきこもりの方への支援の充実																		
	148	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	**・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。**		○	**毎年度全体会議1回**	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱ー中柱ー項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	149	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○		会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
	150	ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供する。	36,878	33,906	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供した。 合計18回開催 延べ180人参加	**①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して実施する。**		○	①20回	20回	18回	20回	90.0%	B	市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供する等、引き続き市町村への支援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいく。	青少年課 青少年センター
			②「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業において、ひきこもり当事者が外出せず気軽に参加できる居場所をメタバース内に設置し、社会参加や就労に繋がるコンテンツを発信する。	23,445	23,143	2025年9月5日から2026年3月6日までメタバース上の居場所「神奈川県"つながり発見"パーク」を開場し、仕事や趣味に関するコンテンツを発信した。 全期間を通して6,797人の来場があり、ひきこもり当事者は2,868人と、目標の1,400人を大きく上回った。	**②ひきこもり×メタバース社会参加支援事業における会場への年間来場者数の30%**		○	②1,400人	1400人	2,868人	1,400人	204.9%	A	魅力的なコンテンツ作りにより参加者を大幅に増やすことができた。今後は、ひきこもり当事者をリアルの支援へ誘導していくことが必要である。	引き続きユーザー同士の交流や社会参加に繋がるようなイベントを実施するほか、神奈川県内の地域若者サポートステーションの情報を掲示するコーナーを設置するなど、より就労に繋がりやすい空間を構築する。	
	151	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）		相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。								嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
（11） 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援																		
① 子どもに関わる相談窓口の整備																		
	152	「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	15,510	15,510	・子ども家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数　1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日）　1,444件	**「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日**		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	153	「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	15,510	15,510	・「人権・子どもホットライン」（毎日9時～21時）相談受付件数　225件 ・子ども・家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数　1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日）1,444件	**子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。**		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	154	支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	499	653	派遣回数 134回 登録人数　30人	**児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。**	○		毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数　86回	86回	134回	86回	155.8%	A	安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報を行うとともに、メンタルフレンドの確保に継続的に取り組む必要はある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 児童虐待に関する相談支援体制の充実																		
	155	被虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	13,560	9,579	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。		・児童虐待を受けた子どもに対して、その年齢や発達に応じて面接等を行い、一定の心のケアを行うことができた。								・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	・虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課
	156	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	**・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。**	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	進捗状況 項目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課	
	157	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○		会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター	
③ 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援																			
	158	配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	20,506	18,047	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談や精神保健相談等を行い、総合的支援を行った。		配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、相談支援員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。								相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、被害者だけでなく周囲の人も含めた意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部室	
	159	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	「かならいん」では、性別を問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受けています。また、必要に応じて医療機関受診やカウンセリング、法律相談等の支援を行います。	139,714（069 男性及びLGBTs相談を含む）	130,770（069 男性及びLGBTs相談を含む）	相談受付：24時間365日 電話相談件数：2,556件 直接支援実績：191回		24時間365日対応の専用電話相談を運営することにより、性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談できる体制を継続するとともに、医療機関の受診、カウンセリング、法律相談など適切な支援を実施した。								―	引き続き、支援の充実に努める。	くらし安全交通課	
（12） 生活困窮者への支援の充実																			
① 生活困窮者への支援の充実																			
	160	生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	86,004	82,942	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。		相談者の増加に対し、自立相談支援機関の体制強化等を図り、町村役場や町村社協など関係機関と連携し対応した。								生活困窮者の課題が多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	生活困窮者の様々な課題に対応するため、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活援護課	
	161	ワンストップ支援推進事業【再掲】	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	9,076	8,997	・制度周知のチラシを作成し、各市町村や関係機関に配布した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。	支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。	○		毎年度、生活困窮者自立支援制度都道府県研修の受講者数150人	150人	300人	150人	200.0%	A	支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。	県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活援護課	
	162	求職者に対する生活支援相談【再掲】	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数：6人		対象者に各種必要な情報提供等がなされている。								シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課	
	163	生活困窮者への情報発信・啓発事業	支援制度等を一元的にとりまとめたポータルサイト「さぽなびかながわ」を開設や生活支援に係る出前講座を実施した。	2,858	2,858	ポータルサイト「さぽなびかながわ」を運営し、県内の支援制度やNPO等の取組みを通年を通して発信するとともに、生活支援に係る出前講座を年5回、実施した。	生活困窮総合ポータルサイト「さぽなびかながわ」トップページの閲覧数		○	R9年までに98,000ビューとする。	0件	131,981ビュー	89,000ビュー	148.3%	A	ポータルサイトの認知を広めるとともに、閲覧者が支援にアクセスできるよう内容の充実化に取り組むことが課題。	多様な生活困窮者に対して、生活困窮者支援に係る情報を分かりやすく情報発信するとともに、生活困窮者が相談できるよう啓発に取り組む。	生活援護課	
（13） ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等																			
① ひとり親家庭相談窓口の整備																			
	164	かながわひとり親家庭相談LINEの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	17,023	16,519	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。	相談成立件数の90%の解決件数554件を目指す			○	解決件数 554件/年		448件	554件	80.9%	B	登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努めていく。	引き続き、周知・広報を行い、登録者を増やすとともに、相談対応の向上に努める。	子ども家庭課
（14） 性的マイノリティへの支援の充実																			
① 性的マイノリティに対する相談支援体制																			
	165	性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。	0	0	【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。 【がん・疾病対策課】 相談窓口の周知を図った。		【共生推進本部室】 性的マイノリティについて一般の理解促進を図ることができた。 【がん・疾病対策課】 関係機関に対し、性的マイノリティに関する相談窓口を周知した。								【共生推進本部室】 県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。 【がん・疾病対策課】 普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保健福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部室】 NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。 【がん・疾病対策課】 今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していくとともに、LGBTの方々が孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。	共生推進本部室 がん・疾病対策課	

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱ー中柱ー項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課		
	166	性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,181	837	・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を11回実施した。 ・児童福祉職員向け研修を2回実施した。 ・企業及び団体の人事担当者向け研修会を対面・オンライン併用開催とし1回開催した。 ・講師派遣事業を9回実施した。	・交流会 3会場計12回/年 ・企業向け研修 1回50人/年 ・児童福祉施設職員向け研修 2回160人/年	○	0	交流会　3会場計12回	0	11回	12回	91.7%	B	各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し多くの参加を呼び掛ける必要がある	・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から月1回の開催になり年計12回実施となっている。 ・企業向け研修は、令和8年度からオンライン開催を予定している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみの開催となっている。	共生推進本部室		
	167	かながわSOGI派遣相談【再掲】	性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	232	性的マイノリティ派遣型個別専門相談を18件実施した。	相談実施回数　60回/年	○		相談実施回数 60回/年	0	18回	60回	30.0%	D	相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部室		
	168	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）【再掲】	「かならいん」に開設している「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」で、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及びLGBTs被害者の方の相談を専門相談員が受けています。 なお、「かならいん」でも、性別を問わず、性被害にあわれた方からの相談を受けています。	139,714 (159 かならいんを含む)	130,770 (159 かならいんを含む)	相談受付：毎週火曜日16時～20時(祝休日等除く) 電話相談件数：38件				男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤルを運営することにより、より専門性の高い支援を実施した。						—	引き続き、支援の充実に努める。	くらし安全交通課		
(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																				
① 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																				
	169	「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	71,122	49,432	水曜日を除く毎日17時から24時まで（相談受付時間は23時30分まで）（祝日（振替休日を含む））・年末年始を除く）実施し、相談件数は12,363件になった。				昨年度に引き続き、相談希望の多い土曜日に開設するとともに、相談時間を延長し体制強化を図った。						相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	緊急事案や地域の関係機関へのつなぎなど、よりスムーズに情報共有できる体制を検討していく必要がある。	がん・疾病対策課		
	170	「X（旧Twitter）等広告事業」【再掲】	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	13,624	11,275	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○		広告のクリック数 45,000回/年		101,172回	45,000回	224.8%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりたくなる気持ちになるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課		
	171	ハイリスク者訪問支援【再掲】	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性がある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	5,297	5,297	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専従相談員が自殺未遂者や企図者（ハイリスク者）に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・関係機関との連携によるセーフティネットの構築により、切れ目のない支援を実施した。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。		○	年間支援活動件数　100名以上		52人	100人	52.0%	C	精神的不安や不調を訴える方が多い状況である。相談の根底にある様々な要因を的確に把握し、今後もハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	医療法人財団青山会の指定相談事業所の閉所に伴い、補助事業は終了となる。 自殺未遂者支援について、ヒアリングを行い県全体の支援体制について検討をしていく。	がん・疾病対策課		
(16) 自殺対策に資する居場所づくりの推進																				
① 子ども、若者の居場所づくり																				
	172	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	**・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。**	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター		
												毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
												毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			
	173	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○		会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター		

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

構成施策事業 大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	事業費 予算額（千円）	事業費 決算額（千円）	実績	進捗状況 項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	174	ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供する。	36,878	33,906	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供した。 合計18回開催 延べ180人参加	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して実施する。		○	①20回	20回	18回	20回	90.0%	B	市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供する等、引き続き市町村への支援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいく。	青少年課 青少年センター
			②「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業において、ひきこもり当事者が外出せず気軽に参加できる居場所をメタバース内に設置し、社会参加や就労に繋がるコンテンツを発信する。	23,445	23,143	2025年9月5日から2026年3月6日までメタバース上の居場所「神奈川県“つながり発見”パーク」を開場し、仕事や趣味に関するコンテンツを発信した。 全期間を通して6,797人の来場があり、ひきこもり当事者は2,868人と、目標の1,400人を大きく上回った。	②ひきこもり×メタバース社会参加支援事業における会場への年間来場者数の30%		○	②1,400人	1,400人	2,868人	1,400人	204.9%	A	魅力的なコンテンツ作りにより参加者を大幅に増やすことができた。今後は、ひきこもり当事者をリアルの支援へ誘導していくことが必要である。	引き続きユーザー同士の交流や社会参加に繋がるようなイベントを実施するほか、神奈川県内の地域若者サポートステーションの情報を掲示するコーナーを設置するなど、より就労に繋がりやすい空間を構築する。	
	175	ケアリーバー支援事業	緊急的に居住の場を失うケアリーバーに対し、緊急的に提供できる一時的な滞在場所を用意し、あすなろサポートステーションの分室（サテライト）としての相談室を併設し、ケアリーバーへの相談機能を強化します。	10,272	10,272	居住の場を失ったケアリーバーに対し、緊急的に提供できる一時的な滞在場所を稼働させ、併設したあすなろサポートステーションの分室（サテライト）としての相談室において、ケアリーバーへの相談支援を実施した。 相談実績3,655件、入居3件	**相談件数1,000件/年**	○		相談件数1,000件/年	1,000件	3,655件	1,000件	365.5%	A	相談件数の増加が顕著であり、ケアリーバーのニーズに応えるため、体制等を見直していく。	居住の場を失ったケアリーバーに対し、緊急的に提供できる一時的な滞在場所及びあすなろサポートステーションの分室としての相談室を引き続き運用し、ケアリーバーへの相談支援を提供していく。	子ども家庭課
（17） 報道機関に対するWHOの手引き等の周知																		
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知																		
	176	かながわ自殺対策会議の実施	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。	516	377	年2回7月と1月に実施し、県の自殺者の状況や自殺対策の取組を共有、今後の自殺対策の取組について検討した。	**自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。**		○	**計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催**		2回	2回	100.0%	A	情報共有だけではなく、より効果的な取組について意見を求めていくような会議構成としていく必要がある。	4県市で協調して、自殺対策の取組について検討できるようにしていく。	がん・疾病対策課
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ																		
（1） 救急医と精神科医との連携																		
① 救急搬送された自殺未遂者の再企図防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備																		
	177	自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。			【平塚保健福祉事務所】 自殺対策検討会を年1回実施。 検討会に向けて、自殺対策担当者連絡会を年2回実施した。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 自殺対策検討会を年1回、また、自殺対策実務担当者会議を1回実施 【鎌倉保健福祉事務所】 精神科病院等関係機関連絡会を1回開催した。精神科病院等関係機関連絡会では、救急指定病院と搬送された自殺未遂者の情報交換を実施した。 【小田原保健福祉事務所】 地域自殺対策担当者会議および研修会を年1回実施。 【足柄上センター】 自殺対策担当者会議を年2回実施。 【厚木保健福祉事務所】地域自殺対策連絡会議として管内における自殺者の減少に向け、管内市町村自殺対策担当課および関係機関が情報交換並びに連携を深め、地域でより効果的な自殺対策の取り組みを推進のため、年1回開催 【大和センター】 自殺未遂者支援検討会を1回開催、出席者数20名。 自殺未遂者支援研修会および自殺対策検討会を1回開催、出席者数17名。	**各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施**		○	**保健福祉事務所・センター　計8箇所すべてで毎年度検討会を開催**		8箇所	8箇所	100.0%	A	【平塚保健福祉事務所】 未遂者支援について管内で取組を強化できるよう、救急医療機関や消防等関係機関と課題を共有し、支援方法を検討していく必要がある。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 自殺対策検討会においては、子ども若者を中心とした対策について各所属で対応した事案や事業の取り組み状況を確認した。そこで中学校から高校間の連携について課題にあがった。 【鎌倉保健福祉事務所】 今年度、救急指定病院と自殺未遂者の現状について、管内行政機関、精神科クリニック等と情報交換を初めて行った。情報交換のみで支援について検討ができなかった。 【小田原保健福祉事務所】 未遂者支援において、管内各機関の課題を共有し、連携して対応可能な内容について、検討していく必要がある。 【足柄上センター】 管内における自殺件数・未遂件数が少ないため関係機関における取り組みの優先順位が低い。自傷行為による搬送が一部未把握である。 【厚木保健福祉事務所】 管内市町村自殺対策主管課、救急病院、消防本部、警察、教育事務所等が参加。課題を共有し、自殺未遂者支援の地域の支援体制を構築することが課題。 【大和センター】 支援者支援の視点をもち、チームで支える体制づくり。子ども・若者も含めた自殺未遂者支援における、医療機関、支援機関、幅広い関係各課との連携。	【平塚保健福祉事務所】 地域自殺対策検討会等を実施し、関係機関との連携強化及び未遂者支援の枠組み等について検討を行っていく。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 引き続き、子ども若者のを中心とした自殺対策の取り組みについて検討 【鎌倉保健福祉事務所】 精神科病院等関係機関連絡会では、救急指定病院、精神科クリニックと自殺未遂者について情報交換、具体的な支援について検討を行い、救急指定病院と連携を行っていく。 【小田原保健福祉事務所】 自殺未遂者支援をテーマに、連携会議、研修会を実施する。 【足柄上センター】 引き続き、各市町・病院と連携を深めて自殺対策を推進するため、自殺対策担当者会議を開催する。 【厚木保健福祉事務所】 引き続き地域自殺対策連絡会議を開催。自殺対策担当課および関係機関で情報交換、意見交換を行い、地域でより効果的な自殺対策の取り組みを推進していく。 【大和センター】 事例検討を通して、地域の自殺対策の取組みを確認し、各機関の役割を共有する。自殺未遂者が、必要な支援につながるよう連携体制を強化する。	保健福祉事務所・センター
	178	自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。	8,104	8,104	県内にある救命救急センター（東海大学医学部付属病院）に相談専門職（社会福祉士）を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数　198件 ・連絡会議実施回数　3回 ・電話フォロー率　58.1%（115人）	**自殺再企図防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1カ月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。**		○	**電話フォロー率50%以上**	54.0%	58.1%	50.0%	116.2%	A	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県展開においても地域の関係機関との連携強化がより一層求められる。	事業フローをもとに、本事業における様々なケースを通じて、東海大学医学部付属病院と保健所の役割を振り返り、継続的な支援が必要な方を最終的に地域につなげることを見据えて課題等を検証していく。 県域で自殺未遂者支援事業体制を構築に向けて検討していく。	がん・疾病対策課
（2） 精神科救急医療体制の充実																		
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実																		
	179	精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24 時間 365 日、適切な精神科医療につながるように精神科救急医療体制を整備します。	403,377	387,844	身体合併症対応施設の新規指定はなし。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、令和5年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。		○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。		6施設	7施設	85.7%	B	身体合併症対応施設は、精神科を有する総合病院にその役割を担ってもらっているが、県内の精神科を有する総合病院は限られており、身体合併症対応施設で集中的に患者を受け入れるのではなく、各病院の身体科・精神科の対応力を向上させていく必要がある。	モデル事業等の実施により各医療圏域における一般科（身体科）病院と精神科病院との病病連携を一層推進し、精神科病院において、一定レベルの身体疾患対応が可能となるような身体合併症対応スキルの向上を図る取組を実施する。	がん・疾病対策課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（3） 自殺未遂者のケア等の研修																		
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施																		
	180	自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	36	36	対面で開催した。 67人	年1回実施	○		年１回実施	0回	1回	1回	100.0%	A	自殺対策事業における、他の事業との連携等について、検討が必要である。	研修内容や方法について検討して、企画していく。	精神保健福祉センター
（4） 居場所づくりとの連動による支援																		
① 子ども、若者の居場所づくり																		
	181	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	**・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。**	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			
	182	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○		会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
	183	ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供する。	36,878	33,906	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供した。 合計18回開催 延べ180人参加	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して実施する。		○	①20回	**20回**	**18回**	**20回**	**90.0%**	**B**	市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供する等、引き続き市町村への支援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいく。	青少年課 青少年センター
			②「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業において、ひきこもり当事者が外出せず気軽に参加できる居場所をメタバース内に設置し、社会参加や就労に繋がるコンテンツを発信する。	23,445	23,143	2025年9月5日から2026年3月6日までメタバース上の居場所「神奈川県“つながり発見”パーク」を開場し、仕事や趣味に関するコンテンツを発信した。 全期間を通して6,797人の来場があり、ひきこもり当事者は2,868人と、目標の1,400人を大きく上回った。	②ひきこもり×メタバース社会参加支援事業における会場への年間来場者数の30%		○	②1,400人	1,400人	2,868人	1,400人	204.9%	A	魅力的なコンテンツ作りにより参加者を大幅に増やすことができた。今後は、ひきこもり当事者をリアルの支援へ誘導していくことが必要である。	引き続きユーザー同士の交流や社会参加に繋がるようなイベントを実施するほか、神奈川県内の地域若者サポートステーションの情報を掲示するコーナーを設置するなど、より就労に繋がりやすい空間を構築する。	
	184	ケアリーバー支援事業【再掲】	緊急的に居住の場を失うケアリーバーに対し提供できる一時的な滞在場所を用意し、あすなろサポートステーションの分室（サテライト）としての相談室を併設し、ケアリーバーへの相談機能を強化します。	10,272	10,272	居住の場を失ったケアリーバーに対し、緊急的に提供できる一時的な滞在場所を稼働させ、併設したあすなろサポートステーションの分室（サテライト）としての相談室において、ケアリーバーへの相談支援を実施した。 相談実績3,655件、入居3件	相談件数1,000件/年	○		相談件数1,000件/年	1,000件	3,655件	1,000件	**365.5%**	A	相談件数の増加が顕著であり、ケアリーバーのニーズに応えるため、体制等を見直していく。	居住の場を失ったケアリーバーに対し、緊急的に提供できる一時的な滞在場所及びあすなろサポートステーションの分室としての相談室を引き続き運用し、ケアリーバーへの相談支援を提供していく。	子ども家庭課
（5） 家族等の身近な支援者に対する支援																		
① 自殺未遂者に関わる職員への研修の実施																		
	185	自殺未遂者支援研修の実施【再掲】	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	36	36	対面で開催した。 67人	年1回実施	○		年１回実施	0回	1回	1回	100.0%	A	自殺対策事業における、他の事業との連携等について、検討が必要である。	研修内容や方法について検討して、企画していく。	精神保健福祉センター
② 身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域のネットワーク体制の整備																		
	186	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
	187	ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先に赴き、医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	200	164	通年19件、4圏域で実施した。	**2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施（5箇年）**	○		**9圏域で実施**	**0圏域**	**4圏域**	**2圏域**	**200.0%**	**A**	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っていると言われている。救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	法律専門家である司法書士が入院先に赴き、医療機関の理解を得て、自殺未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行う。 2次保健医療圏9圏域の医療機関で実施できるように周知する。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（6） 学校、職場での事後対応の促進																		
① 学校、職場での自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																		
	188	コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における精神障害の県民の複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。			令和7年度は、市町村、福祉事務所及び関係機関が持つ12例に対し精神科医師と福祉職を派遣し、コンサルテーションを実施した。12件のうち、4例は自殺のハイリスクにかかる関係者への助言を行った。				自殺のハイリスクケースに係る関係者への助言を行う等、コンサルテーション事業を通じて、市町村等地域関係機関における自殺対策の推進に一定の成果があったと考えられる。						遺された人々への支援を進めるため、本事業の活用促進に向けて周知を積極的に行っていく必要がある。	地域へ周知を積極的に行うとともにコンサルテーションの依頼があった場合には、福祉職等の専門職が精神科医師と連携して速やかに支援を実施していく。	精神保健福祉センター
	189	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	190	公立学校への緊急支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校（政令指定都市を除く）からの要請に応じて、スクールカウンセラースーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の収束に向けての各学校における組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	7,705	7,682	公立学校18校に31チーム、延べ50人の臨床心理士及び61人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。				公立学校18校に31チーム、延べ50人の臨床心理士及び61人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。						緊急事態に即応する必要があり、臨床心理士の確保が困難な場合がある。	緊急事案発生後、早期の段階で連絡調整することにより臨床心理士を確保し、児童・生徒等のケア体制の充実を図る。	学校支援課
8 遺された人への支援を充実する																		
（1） 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援																		
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援																		
	191	自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、自死遺族支援団大等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	368	314	年6回開催した。 参加者のアンケートでは、「同じ立場の参加者の話を聞いて気持ちが落ち着いた」「自分だけではないと思う事ができてよかった」「話す事ができて気持ちが楽になった」など参加に対し肯定的な内容が多く聞かれた。	自死遺族の集い開催数 6回/年	○		開催数 6回/年		6回	6回	100.0%	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウィルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター
② 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実																		
	192	自死遺族相談	「自死遺族電話相談」（毎週水曜日・木曜日 13 時30 分～16 時30 分）を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」（月曜日～金曜日 9時～17 時※祝日を除く）を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	903		自死遺族電話相談　祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 231件（稼働日数：101日） 自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には、「自死遺族面接相談」を実施しています。			○	自死遺族電話相談　週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。	相談員のスキル向上とサポートも含めて、継続実施していく。	精神保健福祉センター
（2） 学校、職場での事後対応の促進																		
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																		
	193	コンサルテーション事業【再掲】	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における精神障害の県民の複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。			令和7年度は、市町村、福祉事務所及び関係機関が持つ12例に対し精神科医師と福祉職を派遣し、コンサルテーションを実施した。12件のうち、4例は自殺のハイリスクにかかる関係者への助言を行った。				自殺のハイリスクケースに係る関係者への助言を行う等、コンサルテーション事業を通じて、市町村等地域関係機関における自殺対策の推進に一定の成果があったと考えられる。						遺された人々への支援を進めるため、本事業の活用促進に向けて周知を積極的に行っていく必要がある。	地域へ周知を積極的に行うとともにコンサルテーションの依頼があった場合には、福祉職等の専門職が精神科医師と連携して速やかに支援を実施していく。	精神保健福祉センター
	194	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
	195	公立学校への緊急支援チームの派遣【再掲】	県立学校及び県内市町村立学校（政令指定都市を除く）からの要請に応じて、スクールカウンセラースーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の収束に向けての各学校における組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	7,705	7,682	公立学校18校に31チーム、延べ50人の臨床心理士及び61人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。				公立学校18校に31チーム、延べ50人の臨床心理士及び61人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。						緊急事態に即応する必要があり、臨床心理士の確保が困難な場合がある。	緊急事案発生後、早期の段階で連絡調整することにより臨床心理士を確保し、児童・生徒等のケア体制の充実を図る。	学校支援課
（3） 遺族への関連情報の提供の推進																		
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知																		
	196	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	0	0	自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成し、県庁管城市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施			自殺対策関連リーフレットは、20,000部作成しほぼ配布した。						物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布してしていく。	精神保健福祉センター
	197	かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】	「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成、運営をしていく。			ポータルサイトを開設し、情報提供を行った。				各機関に照会をかけ、毎月更新を行い県民に情報提供を行った。						掲載する機関の偏りが出ているので、協力依頼、周知をしていく。	自殺対策の取組がわかりやすく情報提供できるように、HPのデザイン、情報を更新していく。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（4） 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																		
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発																		
	198	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1（オンライン開催）43人、自殺対策基礎研修2（オンライン開催）67人 第1回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）66人、第2回地域自殺対策担当者会議（オンライン開催）58人。合計124人	自殺対策基礎研修　2回 地域自殺対策担当者研修　2回	○		各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100.0%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
9 民間団体との連携を強化する																		
（1） 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援																		
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援																		
	199	民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	民間団体（横浜いのちの電話等）の電話相談支援事業に対する補助を行い、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて（スーパービジョン）、資質を向上させるための支援を行っています。 また、活動や相談員募集に関する広報等の協力を行っています。	2,850	2,850	精神的危機に直面している人々を支援する相談員の質の向上を図るため、相談員を対象にスーパービジョンを実施した。また、相談員相互による実践的な学びの場としての研修を地区別のグループに分かれて実施した。	スーパービジョン相談育成養成数　400人／年		○	スーパービジョン研修		481人	400人	120.3%	A	相談員の高齢化、人材不足の問題あり。	研修事業活動について周知を含めて引き続き協力を行っていく。	がん・疾病対策課
	200	電話相談関係機関業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談者が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談者の資質の向上を図るため、電話相談員研修の開催に取り組みます。			事業委託をしたため実施してしない。特定電話相談員のための事例検討会等を行っている。	研修の開催年1回以上		○	研修の開催 年1回以上	0回	0回	1回	0.0%	E	こころの電話相談が委託化され、特定電話相談を継続しており、スキルアップに向けた内容、方法の見直しが必要である。	特定電話相談のスキルアップに向けた内容、方法で計画していく。	精神保健福祉センター
② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進																		
	201	自死遺族の集いの開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、自死遺族支援団大等の民間団体との情報共有、連携を強化します。 大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	368	314	年6回開催した。 参加者のアンケートでは、「同じ立場の参加者の話を聞いて気持ちが落ち着いた」「自分だけではないと思う事ができてよかった」「話す事ができて気持ちが楽になった」など参加に対し肯定的な内容が多く聞かれた。	自死遺族の集い開催数 6回/年	○		開催数 6回/年	0回	6回	6回	A	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。 時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウィルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター
（2） 地域における連携体制の強化																		
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化																		
	202	かながわ自殺対策会議の実施【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。	516	377	年2回7月と1月に実施し、県の自殺者の状況や自殺対策の取組を共有、今後の自殺対策の取組について検討した。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。		○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催		2回	2回	100.0%	A	情報共有だけではなく、より効果的な取組について意見を求めていくような会議構成としていく必要がある。	4県市で協調して、自殺対策の取組について検討できるようにしていく。	がん・疾病対策課
	203	かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】	「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成、運営をしていく。			ポータルサイトを開設し、情報提供を行った。		各機関に照会をかけ、毎月更新を行い県民に情報提供を行った。								掲載する機関の偏りが出ているので、協力依頼、周知をしていく。	自殺対策の取組がわかりやすく情報提供できるように、HPのデザイン、情報を更新していく。	がん・疾病対策課
	204	自殺対策検討会の実施【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。			【平塚保健福祉事務所】 自殺対策検討会を年1回実施。 検討会に向けて、自殺対策担当者連絡会を年2回実施した。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 自殺対策検討会を年1回、また、自殺対策実務担当者会議を1回実施 【鎌倉保健福祉事務所】 精神科病院等関係機関連絡会を1回開催した。精神科病院等関係機関連絡会では、救急指定病院と搬送された自殺未遂者の情報交換を実施した。 【小田原保健福祉事務所】 地域自殺対策担当者会議および研修会を年1回実施。 【足柄上センター】 自殺対策担当者会議を年2回実施。 【厚木保健福祉事務所】地域自殺対策連絡会議として管内における自殺者の減少に向け、管内市町村自殺対策担当課および関係機関が情報交換並びに連携を深め、地域でより効果的な自殺対策の取り組みを推進のため、年1回開催 【大和センター】 自殺未遂者支援検討会を1回開催、出席者数20名。 自殺未遂者支援研修会および自殺対策検討会を1回開催、出席者数17名。	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施		○	保健福祉事務所・センター　計8箇所すべてで毎年度検討会を開催		8箇所	8箇所	100.0%	A	【平塚保健福祉事務所】 未遂者支援について管内で取組を強化できるよう、救急医療機関や消防等関係機関と課題を共有し、支援方法を検討していく必要がある。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 自殺対策検討会においては、子ども若者を中心とした対策について各所属で対応した事案や事業の取り組み状況を確認した。そこで中学校から高校間の連携について課題にあがった。 【鎌倉保健福祉事務所】 今年度、救急指定病院と自殺未遂者の現状について、管内行政機関、精神科クリニック等と情報交換を初めて行った。情報交換のみで支援について検討ができなかった。 【小田原保健福祉事務所】 未遂者支援において、管内各機関の課題を共有し、連携して対応可能な内容について、検討していく必要がある。 【足柄上センター】 管内における自殺件数・未遂件数が少ないため関係機関における取り組みの優先順位が低い。自傷行為による搬送が一部未把握である。 【厚木保健福祉事務所】 管内市町村自殺対策主管課、救急病院、消防本部、警察、教育事務所等が参加。課題を共有し、自殺未遂者支援の地域の支援体制を構築することが課題。 【大和センター】 支援者支援の視点をもち、チームで支える体制づくり。子ども・若者も含めた自殺未遂者支援における、医療機関、支援機関、幅広い関係各課との連携。	【平塚保健福祉事務所】 地域自殺対策検討会等を実施し、関係機関との連携強化及び未遂者支援の枠組み等について検討を行っていく。 【平塚保健福祉事務所秦野センター】 引き続き、子ども若者のを中心とした自殺対策の取り組みについて検討 【鎌倉保健福祉事務所】 精神科病院等関係機関連絡会では、救急指定病院、精神科クリニックと自殺未遂者について情報交換、具体的な支援について検討を行い、救急指定病院と連携を行っていく。 【小田原保健福祉事務所】 自殺未遂者支援をテーマに、連携会議、研修会を実施する。 【足柄上センター】 引き続き、各市町・病院と連携を深めて自殺対策を推進するため、自殺対策担当者会議を開催する。 【厚木保健福祉事務所】 引き続き地域自殺対策連絡会議を開催。自殺対策担当課および関係機関で情報交換、意見交換を行い、地域でより効果的な自殺対策の取り組みを推進していく。 【大和センター】 事例検討を通して、地域の自殺対策の取組みを確認し、各機関の役割を共有する。自殺未遂者が、必要な支援につながるよう連携体制を強化する。	保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	205	障がい者虐待防止対策	障害者権利擁護センターの運営を公益社団法人かながわ福祉サービス振興会に委託し、通報や届出の受理、相談、普及啓発のための研修会の開催等を行う。障害者権利擁護センターが受理した通報・相談への対応・助言等について、適宜弁護士から法的助言を受け、権利擁護センターの法的専門性を確保する。市町村や障害者福祉施設等における障がい者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人材を養成するための研修を開催する。	7,467	7,329	○ 障害者権利擁護センターへの通報、届出等件数：88件 ○ 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修：令和7年10月27日（月）～令和7年11月14日(金)【3コース合計】 216人出席 ○ 弁護士による法的助言：11回	障がい者虐待防止・権利擁護研修の受講者数 130人／年	○		受講者数 130人／年	130人	216人	130人	166.2%	A	・障害者虐待防止法で定める3つの虐待（養護者による障害者虐待・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待・使用者による障害者虐待）に限らず様々な相談が寄せられる。しかし、障害者虐待防止法第36条に定める、都道府県障害者権利擁護センターの本来の役割である使用者による障害者虐待の届出・通報受付件数が少ない（相談者および通報者が労働基準監督署等に直接、届出・通報をすることが多いのが現状）。県民がセンターの役割について、正しく理解していない可能性がある。	・県障害者権利擁護センターについて、ホームページ等で、引き続き県民へより広く周知を図る。 ・研修の講義内容や運営について、研修修了者のフィードバックを検証し、引き続き虐待防止人材の育成に取組み、権利擁護センターとしての機能、専門性を確保する。 ・市町村障害者虐待防止担当職員研修（実践的研修会）を企画・開催し、行政職員の虐待対応事案への対応能力の後続を図る。	障害福祉課
（3） 自殺多発地域等における対策の充実																		
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進																		
	206	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	0	0	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議（行政・民間団体・関係機関）を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会（部会）を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会（部会）を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しにくい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及啓発することができた。	地域ハイリスク地ネットワーク会議を年1回 宮ケ瀬周辺自殺対策連絡会を年1回 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会を年2回、 巡回パトロールを継続実施する。		○	①地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議年1回開催 ②宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会年2回開催		4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ケ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の来訪者が多いため、地域住民の理解と協力が必要である。今後も官民のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。 引き続き、県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間団体・関係機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所（厚木保健福祉事務所）
	207	ホームドアの設置促進【再掲】	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	360,930	350,166	川崎駅（JR南武線）、相模大野駅（小田急小田原線）、海老名駅（小田急小田原線）、武蔵溝ノ口駅（JR南武線）、大和駅（小田急江ノ島線）、登戸駅（JR南武線）、橋本駅（JR横浜線）、桜木町駅（JR根岸線）、大船駅（JR根岸線） の9駅で設置を促進。				・川崎駅（JR南武線）については設置完了（令和5年度繰越支払い） ・相模大野駅（小田急小田原線）、海老名駅（小田急小田原線）、武蔵溝ノ口駅（JR南武線）、大和駅（小田急江ノ島線）については設置完了（令和6年度支払い）。 ・登戸駅（JR南武線）、橋本駅（JR横浜線）、桜木町駅（JR根岸線）、大船駅（JR根岸線）については、令和7年度完了予定(令和6～7年度、2ヵ年債務)。				ホームドア設置事業は、鉄道事業者の整備スケジュールによることから、県が市町と協調して補助するが、主体となって進めることが難しい。	引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいくため、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行う。	交通政策課		
② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討																		
	208	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	0	0	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議（行政・民間団体・関係機関）を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会（部会）を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会（部会）を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しにくい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及啓発することができた。	地域ハイリスク地ネットワーク会議を年1回 宮ケ瀬周辺自殺対策連絡会を年1回 宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会を年2回、 巡回パトロールを継続実施する。		○	①地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議年1回開催 ②宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会年2回開催		4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ケ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の来訪者が多いため、地域住民の理解と協力が必要である。今後も官民のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。 引き続き、県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間団体・関係機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所（厚木保健福祉事務所）
10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する																		
（1） いじめを苦にした子どもの自殺予防																		
① いじめの早期発見をする地域の体制整備																		
	209	「人権・子どもホットライン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談のほか、「子ども・家庭110 番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等で、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	15,510	15,510	・「人権・子どもホットライン」（毎日9時～21時）相談受付件数 225件 ・子ども・家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数 1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日）1,444件	「人権・子どもホットライン」等による相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライン 毎日9時～21時 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日		○	「人権・子どもホットライン」等による365日の相談対応	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	210	いじめ・暴力行為問題対策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協会、私学保護者会連合会の役員を集めて協議をし、情報提供を行います。	－	－	・第1回を11月10日に実施し、私立学校関係者が参加した。私学振興課から「令和6年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果」について、情報提供と質疑応答を行った。 ・第2回を12月17日に実施し、私立学校関係者が計49名参加した。私学振興課から「現在のいじめ問題に係る課題」について情報提供と質疑応答を行った。また、「人権・同和及びいじめ問題研修会」を合わせて実施した。	私立中学高等学校協会等の役員を招請し、年1回協議会を開催	○		毎年度1回の開催	1回	2回	1回	200.0%	A	・いじめ防止対策推進法に則したいじめの認知が、学校現場で進んでいないと思われる状況が見受けられる。	・いじめの認知及び「いじめ重大事態」の認定について、学校現場の認識が深まるような情報提供を目指していきたい。	私学振興課
	211	いじめ問題対策研修会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県内私立学校の教職員を対象に研修会を実施します。	92	44	・12月17日に、「第2回 いじめ・暴力行為問題対策協議会」と合わせて実施し、私立学校関係者が計49名参加した。県発達障害支援センターかながわA 飯山慶一氏から、「発達障害のある児童・生徒の支援について」というテーマで講演と質疑応答を行った。	県内私立学校の教職員を対象に年1回研修を実施	○		毎年度1回の実施	1回	1回	1回	100.0%	A	・いじめ防止対策推進法に則したいじめの認知が、学校現場で進んでいないと思われる状況が見受けられる。	・いじめの認知及び「いじめ重大事態」の認定について、学校現場の認識が深まるような情報提供を目指していきたい。	私学振興課
	212	教育指導担当職員による「いじめ」に関する教育相談の実施	教育指導担当職員が電話（場合によっては直接）にて保護者、生徒等からの教育相談を実施します。	－	－	・令和7年度において、保護者、生徒等からのいじめに関する教育相談を約60件受けた。 ・相談者からの要望に応じて、学校に情報提供を行った。				・保護者、生徒等からの教育相談に、丁寧に寄り添った対応をすることができた。 ・課内で情報共有を行い、教育相談を受ける担当者が変わっても、適切な対応をすることができた。						・保護者、生徒等が匿名を希望した場合、学校が具体的な対応を取れない場合がある。	・引き続き、保護者、生徒等の教育相談に、より丁寧に寄り添った対応を目指したい。 ・引き続き、課内で情報共有を行い、教育相談を受ける担当者が変わっても、適切な対応を目指したい。	私学振興課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化																		
	213	いじめ防止対策推進法の推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、各学校におけるより効果的な研修等の実施や、関係機関や家庭・地域との連携の実現をめざします。	0	0	いじめの防止を推進するとともに、学校内部や外部の専門組織の連携を含めた対応のために、管理職や生徒指導担当教諭に研修を実施した。また、学校いじめ防止基本方針についてホームページ等で地域住民に公表した。	いじめ問題に係る点検票の該当2項目のA評価　それぞれ70%	○		70%（関係機関）		94.2%	70.0%	134.6%	A	社会背景、教育的ニーズに対応したいじめの防止対策が求められる。また、警察機関や児童相談所等外部機関とさらに連携が必要なケースがある。	データの客観的分析と効果的な取組事例を集積し、学校がいじめに対してより迅速かつ的確に対応できるよう研修等を行う。また、学校いじめ防止基本方針を保護者、地域住民に周知し、理解や協力を得られるよう努める。	学校支援課
										70%（家庭・地域）		83.2%	70.0%	118.9%	A			
③ いじめに対する相談支援体制の充実																		
	214	24時間子どもSOSダイヤルの実施	いじめをはじめとして子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24 時間365 日対応します。	22,720	12,454	専門の電話相談窓口を24時間365日設置し、いじめをはじめとした子どもに関する様々な困りごとや悩みについて、令和7年度は、4,684件に対応した。	いじめをはじめとした子どもの困りごと全般に、専用の電話相談窓口で24時間365日対応し、相談者の心の安定を図ることが目標。									緊急性が高い相談への対応、また、多様な困りごとや悩みに適切に対応する必要がある。	多様なニーズに適切に対応していくための相談員のスキル向上を図りながら、引き続き電話相談を実施する。	総合教育センター
(2) 学生・生徒への支援の充実																		
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化																		
	215	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	県立高等学校では、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。	185,414	181,341	・スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校（136校）に配置し、28,610件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○		スクールカウンセラー 140名配置 （令和9年度時点）		139人	140人	99.3%	B	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	216	県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの生徒等に対応できるように取り組みます。	201,552	195,847	・スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校（136校）に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を24,947回実施した。	スクールソーシャルワーカー配置	○		スクールソーシャルワーカー 140名配置 （令和9年度時点）		139人	140人	99.3%	B	・子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	217	県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	学校生活の様々な機会で、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	7,583	6,948	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校24校、県立中等教育学校1校に配置し、相談や学習支援等に対応した。	県立高等学校へのスクールメンター配置	○		スクールメンター 20名配置／年		25人	20人	125.0%	A	希望するすべての学校にスクールメンターを配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校内支援体制の充実に努めていく。	学校支援課
	218	県立学校への自殺予防の啓発【再掲】	県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック（改訂版）」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	0	0	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教職員等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数：3回	自殺予防啓発の会議への参加者数 5箇年累計1,400名	○		1,400名 （5箇年累計）	0人	927人	840人	110.4%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する啓発活動に更に取り組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとした研修会等を実施する。	学校支援課
	219	公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校（政令指定都市を除く）にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	387,104	355,904	1．配置状況（政令市を除く） 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2．相談件数　　合計66,828件　＊小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として　不登校19,373件、いじめ629件、虐待701件などがある。	県内中学校への配置 100%/年	○		県内中学校への配置100%		100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進していく。	子ども教育支援課
	220	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	108,070	108,070	1日あたり7時間、年間35回勤務のスクールソーシャルワーカーを50名配置した。（湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名） また、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを各教育事務所に1名配置するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数（延べ数）　9,677件	スクールソーシャルワーカー 54人/ 年 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1人/年	○		スクールソーシャルワーカー 54人		54人	54人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	スクールソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進していく。	子ども教育支援課
										スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 1人		1人	1人	100.0%	A			
	221	私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置【再掲】	県内私立学校においても、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取組みます。			具体的な検討ができていない。		具体的な検討ができていない。								私立学校との連携の方法について検討が必要である。	連携方法について検討していく。	がん・疾病対策課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化																		
	222	地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。	790	521	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数：22回	事業の成果を発表する研修会・会議等への参加者数 累計参加者数　500名	○		500名 （5箇年累計）	0人	475人	300人	158.3%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達の課題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進																		
	223	県立学校における緊急時の児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	0	0	・学校保健安全法に基づき、学校において、児童生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。 また、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行った。 ・発達段階に応じた「いのちを大切にする」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関連する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。				学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。						危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していくため、事例検討などを引き続き行う。 「性に関する手引き」の活用を促進していく。	保健体育課
④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備																		
	224	障がいを理由とする差別に関する相談の受付【再掲】	障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所で対応します。	0	0	障害者差別解消相談直通電話による相談、フォームメール等による相談を受けた。 （延べ26件）				相談内容を聴取した後、記録をし、相談内容に関係する事業所管課へ情報を伝達し、適切に引き継ぎ、相談内容を引き継いだ事業所管課は、相談内容に対応した。						当該相談窓口における対応案件の対象外となる相談が寄せられることが複数あるため、県民サービス向上のため、窓口の案内を分かりやすくする必要がある。	相談内容に応じた適切な相談先を掲載するなど、当該相談窓口を掲載しているホームページ上の案内の充実を図る。	行政課
	225	障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知【再掲】	県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。	85	61	障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載したポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。	相談窓口周知ポスターへ当該窓口を掲載する。			予定どおりの時期に、ポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。						障がい者差別に悩む児童・生徒が相談窓口へ相談できるよう、目に留まるポスターを作成することで、引き続き相談窓口を周知していくことが必要。	昨年度と同様、ポスターを作成、全県立学校へ配付する。	行政課
（3） SOSの出し方に関する教育の推進																		
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施																		
	226	自殺対策に関する出前講座【再掲】	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。			実施回数22回、参加者数1,036人。内訳は小学校4回、中学校9回、高等学校6回、教育委員会・その他3回。	開催箇所、累計75箇所で出前講座実施	○		5年間の開催箇所累計 75箇所	0箇所	22箇所	15箇所	146.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	227	教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることのできるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。			実施回数4回、参加者数1,119人。	研修会への講師派遣累計2.4回	○		講師派遣5箇年累計12回	0回	2回	2回	100.0%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施																		
	228	SOSの出し方に関する教育の推進	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。	—	—	全市町村教育委員会の指導主事等（37名程度）を対象とする全県指導主事会議において、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた周知の充実を図るとともに、実践事例の共有や課題を協議するなどして、自殺予防教育に資する取組を行った。	各年度、全県指導主事会議1回開催	○		各年度、全県指導主事会議1回開催		3回	1回	300.0%	A	各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育について、より一層の充実を図っていく。	県教育委員会として各学校の取組状況を次年度も引き続き把握し、情報提供をする。	子ども教育支援課
（4） 子どもへの支援の充実																		
① 子どもに関わる相談窓口の整備																		
	229	「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置【再掲】	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	15,510	15,510	・子ども家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数 1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日） 1,444件	「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	230	「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	15,510	15,510	・「人権・子どもホットライン」（毎日9時～21時）相談受付件数 225件 ・子ども・家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数 1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日）1,444件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	231	支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	499	653	派遣回数 134回 登録人数 30人	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○		毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	134回	86回	155.8%	A	安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報を行うとともに、メンタルフレンドの確保に継続的に取り組む必要はある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 生活困窮者等の子どもへの支援																		
	232	子どもの健全育成プログラム	生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム（支援の手引き）を策定し、定期的に見直しを行います。			年に1回、関係機関で見直しを行い、令和7年10月に、子どもの健全育成プログラムの修正更新を行った。	生活困窮世帯の子どもの健全育成を支援する取組みの一つとして、生活困窮世帯の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた子どもの健全育成プログラムを、庁内関係部局の協力を得て内容を見直し、改定版を毎年発行する。		○	健全育成プログラム発行プログラム1回／年	1回	1回	1回	100.0%	A	関係機関で実施されている制度・支援は、見直しがされたり、新しい制度ができたりと年々変化している。また、各制度のイベント、研修等の日程も年度ごとに計画される。プログラム策定にあたり、新しい情報でなければ意味がない。	年1回、関係機関にその見直しをしてもらい、常に新しい情報が掲載されたプログラムになるよう内容の確認、更新作業を行う。	生活援護課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
③ 子どもに関わる相談支援体制の充実																		
	233	被虐待児へのこころのケア【再掲】	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	13,560	9,579	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。				・児童虐待を受けた子どもに対して、その年齢や発達に応じて面接等を行い、一定の心のケアを行うことができた。						・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	・虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課
	234	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			
	235	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○		会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
④ 県内学校の児童・生徒に関わる相談窓口の周知																		
	236	相談窓口周知ポスターの作成・活用	県立学校の児童・生徒が悩みについて相談できる窓口を掲載したポスターを作成し、各県立学校へ配付するとともに、各学校においては、児童・生徒が見やすい場所へポスターを掲示することで、児童・生徒が悩みを相談しやすい体制を整えます。 また、市町村立学校の児童・生徒についても、悩みを相談しやすい体制を整えるために、市町村教育委員会へ資料を送付します。	85	61	障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載したポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。 県内各市町村教育委員会が、上記ポスターを参考にして活用できるよう、ひな形をデータで各市町村教育委員会へ参考送付した。	全県立学校へ相談窓口周知ポスターを配付する。			予定どおりの時期に、ポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。 県内各市町村教育委員会に対してポスターのひな形をデータで提供した。					障がい者差別に悩む児童・生徒が相談窓口へ相談できるよう、目に留まるポスターを作成することで、引き続き相談窓口を周知していくことが必要。	昨年度と同様、ポスターを作成、全県立学校へ配付する。	行政課	
	237	私立学校における相談窓口周知ポスターの活用	県内私立学校においても、悩みについて相談できる窓口を掲載したポスター等を構内に掲示し、相談窓口の普及に努めます。			ライン相談カードの配布依頼があった学校に送付しているが、令和7年度は依頼なし。				私立学校への周知ができていない。						私立学校での周知方法等について検討していく必要がある。	私立学校等関係機関に意見を聞きながら、周知方法について検討していく。	がん・疾病対策課
（5） 若者への支援の充実																		
① 若者への相談支援体制の充実																		
	238	こころの電話相談【再掲】	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	0	0	【委託】 相談件数　67,227件				事業委託し、24時間、回線数を最大8回線の体制で実施。事業所とは月1回打合せを行い情報共有を行った。R6年4月26日より緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。						より多くの相談を受けるため、24時間毎日（年末年始・祝日含む）に拡充し、これに伴い、事業委託の形態としたのでやや解消見られるが、つながりにくい状況もある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置した。接続の改善等について、モニタリングしていく。	精神保健福祉センター
	239	ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	2,769	1,689	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリ、学生ポータルサイトで周知を行った。	アクセス数　75,000件/年	○		アクセス数 75,000件/年		2,950件	75,000件	3.9%	E	令和7年度7月よりサイトをリニューアルしたが、本サイトをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、サイトの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会の多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してサイトの周知を実施する。また、毎年教育機関に配布する名刺サイズの相談窓口周知カードに当該サイトの情報を掲載し周知を図る。	がん・疾病対策課
	240	「いのちのほっとライン＠かながわ」【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	71,122	49,432	水曜日を除く毎日17時から24時まで（相談受付時間は23時30分まで）（祝日（振替休日を含む））・年末年始を除く）実施し、相談件数は12,363件になった。				昨年度に引き続き、相談希望の多い土曜日に開設するとともに、相談時間を延長し体制強化を図った。						相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	緊急事案や地域の関係機関へのつなぎなど、よりスムーズに情報共有できる体制を検討していく必要がある。	がん・疾病対策課
	241	「X（旧Twitter）等広告事業」【再掲】	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	13,624	11,275	x（旧Twitter）等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○		広告のクリック数 45,000回/年		101,172回	45,000回	224.8%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりたくなる気持ちになるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課
② 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																		
	242	大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。			保健福祉大及び国際医療福祉大の2校で実施した。	県内の大学に毎年2校以上において、ゲートキーパー養成研修を実施する。	○		毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	0校	2校	2校	100.0%	A	開催大学をふやしていきたいが、2校分の予算しかない。 大学生へのゲートキーパー養成研修として、より効果的な内容にしていくことや、研修の実施先の開拓が求められる。	昨年度同様、最低2校での開催を目指し調整する。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

参考資料2

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
③ ひきこもり対策の推進																		
	243	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	55,968	52,426	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ2,325件 来所相談　延べ273件 LINE相談　延べ2,592件	**・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。**	○		毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター
										毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
										毎年度セミナー受講者70人	70人	124人	70人	177.1%	A			
	244	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	55,793	52,261	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談　延べ822件 来所相談　延べ85件 LINE相談　延べ808件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年		○	会議開催 3回/年	4回	3回	3回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含めて困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
	245	ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供する。	36,878	33,906	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供した。 合計18回開催 延べ180人参加	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して実施する。		○	①20回	20回	18回	20回	90.0%	B	市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供する等、引き続き市町村への支援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいく。	青少年課 青少年センター
			②「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業において、ひきこもり当事者が外出せず気軽に参加できる居場所をメタバース内に設置し、社会参加や就労に繋がるコンテンツを発信する。	23,445	23,143	2025年9月5日から2026年3月6日までメタバース上の居場所「神奈川県"つながり発見"パーク」を開場し、仕事や趣味に関するコンテンツを発信した。 全期間を通して6,797人の来場があり、ひきこもり当事者は2,868人と、目標の1,400人を大きく上回った。	②ひきこもり×メタバース社会参加支援事業における会場への年間来場者数の30%		○	②1,400人	1,400人	2,868人	1,400人	204.9%	A	魅力的なコンテンツ作りにより参加者を大幅に増やすことができた。今後は、ひきこもり当事者をリアルの支援へ誘導していくことが必要である。	引き続きユーザー同士の交流や社会参加に繋がるようなイベントを実施するほか、神奈川県内の地域若者サポートステーションの情報を掲示するコーナーを設置するなど、より就労に繋がりやすい空間を構築する。	
	246	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	0	0	保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携のを強化を図った。 【相談件数】14,156件（延件数） 【訪問】1,879件（延件数）				相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						嘱託医相談について周知をはかっていく。	引続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
④ 若年無業者等職業支援																		
	247	かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	54,881	54,648	かながわ若者就職支援センターでの対面によるキャリアカウンセリングのほか、WEBによるキャリアカウンセリングやオンライングループワーク等を実施することにより、利用者の利便性に配慮した。 「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者は、令和7年度586人となった。	**「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率 55.0%以上**	○		キャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	48.1%	48.1%	55.0%	87.5%	B	支援対象である39歳以下の人口の減少が続いており、長期的にみて施設利用者数は減少傾向にあることに加え、若年者の労働環境が売り手市場であることや民間の人材紹介会社などによる就業支援の質の向上・認知度の高さなどから、若年者においては、行政機関の就業支援を受けずに就職活動を行う者も増えてきている。 利用者数増加のため、利用者のニーズにあった支援メニューの実施や、WEB広告等による施設の広報をより強化していく必要がある。	従来より実施している、キャリアカウンセリングや、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接対策などの就職活動に役立つグループワークを継続して開催し、その中で、利用者のニーズ把握と反映を迅速に行うことで、39歳までの若年者の就業を支援する。	雇用労政課
	248	かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	15,723	15,723	各種プログラム等を実施することにより、就職等率が88.7%（進路決定者数212人（うち就職者数138人）/新規登録者数239人）となり、目標値の69.0%を達成した。	**就職等率　69%**	○		69.0%	40%	88.7%	69%	167.9%	A	就職率の基準となる就職者数（週20時間以上の就労）の増と合わせて、20時間未満の就労や職業訓練校への進学など、個々の利用者に合わせて進路決定者の増を図ることが主な課題となる。 合わせて、通年で支援を必要とする多くの若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうこと（新規登録者数の増）も課題となっている。	地域若者サポートステーションの利用促進を図るため、ハローワークや市町村と連携し、支援プログラムの内容を含めて積極的に広報するとともに、若者の職業的な自立に向け、個々の利用者に合わせた支援プログラムを提供するなど、個別・継続的な支援を包括的に実施する。	青少年課
11 勤務問題による自殺対策を更に推進する																		
（1） 長時間労働の是正に向けた取組みの推進																		
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等																		
	249	経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	0	0	**働き方改革の実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請した。**	**毎年度１回国と連携して労働環境の改善等について協力要請する。**		○	毎年度１回		1回	1回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等の要請を実施していく。	雇用労政課
	250	セミナー、講演会等の開催	**働き方改革を促進するためには、企業が職場環境の整備に自主的に取り組むことが重要です。 そこで、多くの企業にワーク・ライフ・バランスの重要性を理解していただくため、ワーク・ライフ・バランスのセミナー等を実施します。**	0	0	（令和6年度でこの事業は廃止となったため、実績なし。）	**ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への参加者数**	○		セミナー等参加者数 150人/年		0人	150人	0.0%	E	特になし	（目標値として設定していたテレワークICT活用セミナーについては事務事業の見直しにより令和6年度で廃止済み。）	雇用労政課

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判定	課題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
	251	労働相談の実施	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。 また、過重労働の解消等に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	12,109千円の一部	10,846千円の一部	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談（週5回）を実施する。		○	週5回		週5回	週5回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応する。	雇用労政課
							本所において、日曜労働相談を実施する。			週1回		週1回	週1回	100.0%	A			
							本所と川崎支所において、夜間労働相談（週1回）を実施する。			週1回		週1回	週1回	100.0%	A			
	252	違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。	0	0	提供事例なし		提供事例無し								今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、情報があった場合には実施する。	雇用労政課
（2） 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策の推進																		
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																		
	253	メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	メンタルヘルス講演会開催　年1回	○		年1回		1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。	雇用労政課
	254	職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12 月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施したほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	中小企業労働環境改善訪問　370件/年	○		中小企業労働改善訪問　370件／年		375件	370件	101.4%	A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要がある。	引き続き、職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行う。	雇用労政課
							中小企業労務管理セミナー　6回/年			中小企業労務管理セミナー　6回/年		7回	6回	116.7%	A			
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																		
	255	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 合計：17回　532名（R7年度）									【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく事が必要である。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進																		
	256	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	3,001千円の一部	2,229千円の一部	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	かながわ労働センターにおいて毎月4回実施する		○	4回/月 開催		月4回	月4回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課
（3） 労働環境の改善に向けた広報活動の推進																		
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発																		
	257	啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布等を行います。	0	0	メンタルヘルス講演会を実施したほか、HPに掲載するなどの普及啓発を行った。		労働環境の改善の推進に一定の成果をあげた。								今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課
12 女性の自殺対策を更に推進する																		
（1） 妊産婦への支援の充実																		
① 妊産婦に対する相談支援体制																		
	258	市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援【再掲】	県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	5,752	4,343	・妊娠期からの児童虐待予防事業を推進するための連絡調整会議や連絡会の実施（8保健福祉事務所・センター） ・妊娠・出産・育児等に関わる保健師等専門職への研修会の実施（計20回、延べ600人） ・市町村に対する産後ケア事業等実施状況の調査及び情報共有の実施		・妊娠期からの児童虐待予防事業に関する連絡調整会議の実施については、各所の進捗状況に差はあるが、すべての県域市町村で実施され、取組が共有された。 ・産後ケア事業は全市町村で実施されており、その実施状況について調査の上、結果を共有した。							・産後うつ等の予防を図るため、適切な時期に、ニーズに合わせた支援が実施できるような支援体制の整備が必要である。	・産後うつのハイリスク者に適切な時期に支援が図れるよう、引き続き連絡調整会議や研修を実施する。 ・産後ケア事業推進のため、引き続き市町村に対して実施状況の調査を実施するとともに、市町村との情報共有の場を設ける。	健康増進課	
	259	こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計　1,350人（政令市含む）	○		5年間の受講修了者累計　1,350人（政令市含む）	0人	216人	270人	80.0%	B	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター

参考資料2

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和7年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
A=100%
B=70%以上100%未満
C=50%以上70%未満
D=20%以上50%未満
E=20%未満

大柱－中柱－項目	番号	施策名	内 容	予算額（千円）	決算額（千円）	実績	項 目	計画	独自	目標（A）	計画当初時点（B）	R07（C）	達成目安（D）	進捗率or進捗度	判 定	課 題	次年度の方向性（令和8年度分）	所管課
（2） コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援																		
① 女性に対する相談支援																		
	260	女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	7,608	5,862	相談件数1,707件 人間関係や本人または家族の病気など、女性からの様々な問題を受け付けた。相談者の気持ちを受け止めながら、課題の整理や軽減を図った。また、必要に応じて各専門窓口の情報提供を行い、適切な支援に繋げた。		女性からの様々な相談を受け付けることで、誰でも相談しやすい電話相談窓口として、一定の成果をあげることができた。								悩みを抱えている女性自身やその家族等、誰でも相談しやすい相談窓口として新規相談者を増やしていく必要がある。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行う。	女性相談支援センター
	261	女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知【再掲】	定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。			県美容業生活衛生同業組合、県理容生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布することができた(神奈川県美容組合9月6日　49,200部　神奈川県理容組合9月28日　63,200部　　合計112,400部)	県美容業生活衛生同業組合、県理容生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布する135,000部/年(2組合合計)	○		配布部数: 135,000部/年 (2組合合計)	—	112,400部	135,000部	83.3%	B	両組合の協力が不可欠である。	両組合に引き続き協力を依頼していく。	がん・疾病対策課
② 女性労働者に対する支援																		
	262	女性のためのキャリアカウンセリング	かながわ女性キャリアカウンセリング相談室において、国と連携し、女性カウンセラーによるキャリカウンセリングを実施し、女性の就職活動を支援します。	18,145千円の一部	18,144千円の一部	マザーズハローワーク横浜内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でのキャリアカウンセリングやキャリアカウンセリングで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に資する内容のセミナーを開催した。 「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者は、令和7年度は65人となった。	「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	○		就職等進路決定率 20.0%以上	20.6%	19.4%	20.0%	97.0%	B	「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、求職活動をしている方のうち、育児等を理由に就業を断念・離職する方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	本事業を広く周知するとともに、引き続き国との連携を図りつつ、就労に関する不安を解消し、相談者に寄り添ったカウンセリングを実施することにより、育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性の就業を支援する。	雇用労政課
	263	女性のための労働相談	働く女性からの職場における様々なトラブルや疑問、不安に対応するため女性職員及び女性弁護士による「女性のための労働相談」を実施します。	18,109千円の一部	10,846千円の一部	女性職員や女性弁護士による労働相談をマザーズハローワーク横浜内、マザーズハローワーク相模原内で実施しました。	マザーズハローワーク横浜において第1・3・4金曜日、マザーズハローワーク相模原において偶数月第3木、労働センター本所において第2・5金曜日、奇数月第2火曜日に実施する。(横浜での第4金曜日、相模原、本所での奇数月第2火曜日の相談は女性弁護士が対応、その他は女性職員が対応)		○	横浜会場 1回/週		週1回	1回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要があります。	引き続き、女性職員や女性弁護士による労働相談をマザーズハローワーク横浜内、マザーズハローワーク相模原内、労働センター本所で実施する。	雇用労政課
										県央会場 1回/月		週1回	1回	100.0%	A			
（3） 困難な問題を抱える女性への支援																		
①配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者への支援																		
	264	配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	20,506	18,047	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談や精神保健相談等を行い、総合的支援を行った。		配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、相談支援員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。								相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、被害者だけでなく周囲の人も含めた意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部室
	265	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」【再掲】	「かならいん」では、性別を問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受けています。また、必要に応じて医療機関受診やカウンセリング、法律相談等の支援を行います。	139,714 (069 男性及びLGBTs相談を含む)	130,770 (069 男性及びLGBTs相談を含む)	相談受付:24時間365日 電話相談件数:2,556件 直接支援実績:191回		24時間365日対応の専用電話相談を運営することにより、性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談できる体制を継続するとともに、医療機関の受診、カウンセリング、法律相談など適切な支援を実施した。								—	引き続き、支援の充実に努める。	くらし安全交通課